

による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

去る二十日内閣總理大臣から、左の通り補欠選舉に当選した旨の通知書を受領した。

長崎県選出(三月十九日当選)

初村 瀧一郎君(久保勘一君の補欠)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員
運輸委員
予算委員
決算委員
議院運営委員

渡辺 太郎君
中村 喜四郎君
植木 光教君
大森 久司君
西郷吉之助君
林田 悅紀夫君
松下 正寿君
鹿島 俊雄君
近藤英一郎君
玉置 猛夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員
運輸委員
予算委員
決算委員
議院運営委員

中村 喜四郎君
渡辺 太郎君
近藤英一郎君
玉置 猛夫君
玉置 俊雄君
鹿島 俊雄君
和郎君
萩原幽香子君
西郷吉之助君
植木 光教君
大森 久司君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員
運輸委員
予算委員
決算委員
議院運営委員

中村 喜四郎君
渡辺 太郎君
近藤英一郎君
玉置 猛夫君
玉置 俊雄君
和郎君
萩原幽香子君
西郷吉之助君
植木 光教君
大森 久司君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員
運輸委員
予算委員
決算委員
議院運営委員

中村 喜四郎君
渡辺 太郎君
近藤英一郎君
玉置 猛夫君
玉置 俊雄君
和郎君
萩原幽香子君
西郷吉之助君
植木 光教君
大森 久司君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員
運輸委員
予算委員
決算委員
議院運営委員

中村 喜四郎君
渡辺 太郎君
近藤英一郎君
玉置 猛夫君
玉置 俊雄君
和郎君
萩原幽香子君
西郷吉之助君
植木 光教君
大森 久司君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

萩原幽香子君

である。

名した。

沖縄及び北方問題に關する特別委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に關する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に關する法律案

内閣委員会に付託

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に關する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に關する法律案

内閣委員会に付託

理事 任田 新治君(植木光教君の補欠)

商工委員 高山 恒雄君

建設委員 西郷吉之助君

田淵 哲也君

予算委員 大森 久司君

議院運営委員 玉置 猛夫君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖縄及び北方問題に關する特別委員

一六八

官報 (号外)

決算委員	西郷吉之助君	田淵 哲也君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
同	二宮 文造君	林田悠紀夫君	自転車道の整備等に関する法律案可決報告書
建設委員	小山邦太郎君	玉置 和郎君	不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案可決報告書
同	和郎君	二宮 文造君	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書
予算委員	鈴木 一弘君	塩出 啓典君	河川法施行法の一部を改正する法律案可決報告書
同	塩出 啓典君	田淵 哲也君	ガス事業法の一部を改正する法律案
決算委員	高橋文五郎君	柳田桃太郎君	商工委員会に付託
同	柳田桃太郎君	高山 恒雄君	自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案
予算委員	高橋文五郎君	鹿島 俊雄君	運輸委員会に付託
同	鹿島 俊雄君	塩出 啓典君	同上
同	塩出 啓典君	田淵 哲也君	同上
同	中津井 真君	二宮 文造君	同上
同	二宮 文造君	今 津島 文治君	同上
同	今 津島 文治君	糸井 清君	同上
同	糸井 清君	矢野 登君	同上
同	矢野 登君	岩動 道行君	同上
同	岩動 道行君	田村 賢作君	同上
同	田村 賢作君	塩出 啓典君	同上
同	塩出 啓典君	大谷 賢雄君	同上
同	大谷 賢雄君	山本敬三郎君	同上
同	山本敬三郎君	同上	郵便切手類発売さばき所及び印紙発売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
同	同上	同上	昭和四十五年度一般会計暫定予算
公害対策特別委員	同上	同上	昭和四十五年度特別会計暫定予算
同	同上	同上	昭和四十五年度政府関係機関暫定予算
同	同上	同上	予算委員会に付託
労働基準法の一部を改正する法律案 (藤原道子君外一名発議)	同上	同上	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
労働基準法の一部を改正する法律案 (大橋和孝君外一名発議)	同上	同上	この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣委員長提出)	同上	同上	議席第百三番、地方選出議員、長崎県選出、初村瀧一郎君。
昨二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同上	同上	「初村瀧一郎君起立、拍手」
大蔵委員	同	同上	○議長(重宗雄三君) 議長は、本院規則第三十条により、初村瀧一郎君を地方行政委員に指名いたします。
同	同上	同上	○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたします。
文教委員	同	同上	塙見後二君から病氣のため十五日間、鈴木亨弘君、平島敏夫君からいざれも海外旅行のため明二
同	同上	同上	月間を休むこととし、その間の公務は代理して貰ふことを了承する。
二木 謙吾君	同上	同上	同上
津島 文治君	同上	同上	同上
矢野 登君	同上	同上	同上
岩動 道行君	同上	同上	同上
糸井 清君	同上	同上	同上
田村 賢作君	同上	同上	同上
同	同上	同上	同上

十八日から十九日間、森元治郎君から海外旅行のため明二十八日から十七日間、藤原房雄君から海外旅行のため明二十八日から十二日間、瓜生清君から海外旅行のため明二十八日から九日間、それ

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月二十四日

地方行政委員長 山内一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を

改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十五年三月十九日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例につ

いて改正を加えるとともに普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定し、あわせて

補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額の一部を昭和四十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付しようとするもので、おむね妥当な措置と認める。

以上両案を括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山内一郎君。

なる。

第七項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した額から三百十億円を減額した額とする。

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定により減額した額に相当する金額は、別に法律で定めるところにより昭和四十六年度から昭和四十八年度までの各年度分として

交付すべき地方交付税の総額に加算するものとす。

附則に次の二項を加える。

8 昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額に前項の規定により同年度分の地方交付税の総額に加算された額を加算した額(以下「当初交付税額」という。)の百分の六に相当する額との合計額を控除した額以内の額を同年度内に交付しないで、これを同法第六条に規定する額として、昭和四十五年度

第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和四十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から

当初交付税額を控除した額に相当する昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税について

は、同法第六条の二第二項及び第三項の規定に

5 昭和四十四年度に限り、同年度分として交付する地方交付税の総額は、地方交付税法附則

官報 (号外)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、地方交付税法の一部を改正する法律案。

日程第二、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山内一郎君。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

万円が、昭和四十五年度に繰り越されることと

改正する法律案

5

附則第五項を次のように改める。

昭和四十四年度に限り、同年度分として交付

すべき地方交付税の総額は、地方交付税法附則

を
一人につき 七〇〇円〇〇銭

に改める。

附則第三項の表中

一人につき 二九四〇〇円〇〇銭

に改める。

5

昭和四十四年度に限り、同年度分として交付

すべき地方交付税の総額は、地方交付税法附則

は、同法第六条の二第二項及び第三項の規定に

官報号外

かかわらず、その全額を普通交付税として交付する」とができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のようにより改正する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

た。

昭和四十五年三月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

一 道路
二 河川
三 生活環境施設

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

六 農地及び農業用施設
五 消防施設
四 教育施設

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

七 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

八 新東京国際空港周辺地域の整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置

九 新東京国際空港周辺地域の整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置

（趣旨）

第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備

を促進するために必要な国の財政上の特別措置

について規定するものとする。

（空港周辺地域整備計画の決定等）

第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画（以下「空港周辺地域整備計画」という。）

を促進するために必要な国の財政上の特別措置

について規定するものとする。

（空港周辺地域整備計画の決定等）

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならぬ。

更する場合について準用する。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例）

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる事業で別表に掲げるもののうち自治大臣が主務大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第一百四十四号）第四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、同法同条の規定の例により算定した割合とする。

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5 自治大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しなければならない。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(政令への委任)

第五条 第二条第二項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 新東京国際空港周辺整備のための

国と財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行に關する

事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に關すること。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

別表

事 業 の 区 分	道 路			事 業 主 体	國の負担割合
	河 川	市 鎮 村	市 鎮 村		
道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの(次に掲げるものを除く。)	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	市 鎮 村	市 鎮 村	市 鎮 村	三分の一
下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	下水道法(昭和三十九年法律第百六十七号)第八条第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置	市 鎮 村	市 鎮 村	市 鎮 村	四分の三
清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第八条第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置	清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第八条第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置	市 鎮 村	市 鎮 村	市 鎮 村	十分の五・五
義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築	市 鎮 村	市 鎮 村	市 鎮 村	十分の五
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	市 鎮 村	市 鎮 村	市 鎮 村	三分の一
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)	県	市 鎮 村	市 鎮 村	三分の一
良事業のうち国営土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	良事業のうち国営土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	百分の七十五	百分の六十	国以外の者	百分の六十五

水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の新築（かんがいに係るものに限る。）

水資源開発公 团 百分の七十五

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。まず、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の現行の繰り延べ額のうち三百八十億円を昭和四十四年度に繰り上げることに伴う地方交付税の総額の特例を設け、道府県分の土地開発基金費の単位費用を引き上げることも、昭和四十四年度の補正予算により増加する地方交付税の総額の一部を昭和四十五年度に繰り越して使用する等の特例を設けようとするものであります。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案は、新東京国際空港設置に伴い周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、空港周辺地域整備計画の決定を行ない、これに基づいて行なわれる事業に対し、国の負担割合の特例等について昭和五十三年度までの財政上の特別措置を講じようとするものであります。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本法律案は、今次の税制改正の一環として、納税者の権利救済制度の改善を図るために、国税不服審判所の設置、不服申立期間の延長、不服申立ての審理手続の合理化等の措置を講ずるほか、更正の請求ができる期間を延長するとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、

細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、両案とも多数をもつてそれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案については、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

国税通則法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 大蔵委員長 栗原 祐幸

原祐幸君

署名

昭和四十五年三月二十四日

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、納税者の権利救済制度の改善を図るために、国税不服審判所の設置、不服申立期間の延長、不服申立ての審理手続の合理化等の措置を講ずるほか、更正の請求ができる期間を延長するとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、

昭和四十五年度一般会計予算に、国税不服審

て、本案は可決せられました。

判所関係予算として、九億四千九百七万九千円が計上されている。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、国税通則法の一部を改正する法律案。

日程第四、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案。

一、政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用について、その独立性を高めることに留意し、また今後に於ける社会・経済の進展に即応しつつ、国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申立ての選択についても、絶えず検討を行なうべきである。

二、政府は、国税不服審判所の運営に當つては、その使命が納税者の権利救済にあることに則り、總額主義に偏ることなく、争点主義の精神をいかし、その趣旨徹底に遺憾なきを期すべきである。

三、政府は、不服審査における質問検査権の行使に當つて、審査請求段階の国税不服審判所のみならず、異議申立て段階の税務署等の不服申立てにおいても、それが納税者の権利救済の目的にあることにかんがみ、濫用の弊に陥ることのないよう慎重な配慮を行なうべきである。

四、政府は、不服審査の根本的解決が、納税者と税務当局との相互信頼関係に基づくものであることを銘記し、税務行政執行に當つては、悪質な脱税には厳正に、善意の納税者には寛容に対処し、適正な課税の実現に一層努めるべきである。

右決議する。

国税通則法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十五年三月五日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

4

國税局長、税務署長又は税關長は、滞納に係る國稅の全額を徵収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき稅額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る國稅を計算の基礎とする延滞稅につき、その差押え又は担保の提供がされてゐる期間のうち、当該國稅の納期限の翌日から一月を経過する日後の期間（前三項の規定により延滞稅の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第六十四条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第七十一条中「更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）」を「更正決定等」に改める。

第九十六条を第一百二十五条とし、第九十五条を第一百二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（書類提出者の氏名及び住所の記載等）

第一百二十四条 国稅に關する法律に基づき税務署長その他の行政機關の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納稅管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社團等の管理人を含む。次項において同じ。）、納稅管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

前項に規定する書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者が押印しなければならない。

1

一 当該書類を提出する者が法人である場合
当該法人の代表者

二 紳稅管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合
当該紳稅管理人又は代理人

三 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合
当該総代

四 前三号に掲げる場合以外の場合
当該書類を提出する者

2

五 国税厅、国税局、税務署及び税關以外の行政機關の長又はその職員がした処分 国稅不服審判所長に対する審査請求

六 国稅に關する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機關の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機關の長に対して異議申立てをすることができる。

一 国稅局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国稅局長

二 国稅厅の当該職員 国稅局長官

三 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国稅不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

四 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国稅不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

一 所得稅法又は法人稅法に規定する青色申告書に係る更正（その更正に係る國稅を基礎として課される加算稅の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定による教示をしなかつたとき。

三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

四 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができ

5

五 国税厅、国税局、税務署及び税關以外の行政機關の長又はその職員がした処分 国稅不服審判所長に対する審査請求

六 国稅に關する法律に基づく処分で国稅厅、国稅に關する法律に基づく処分に含まれないものとする。税局、税務署又は税關の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国稅厅、国稅局、税務署又は税關の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（不服申立てができない処分）

第七十六条 次に掲げる処分は、前条の国稅に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他の前条の規定による不服申立て（第八十条第二項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分

二 行政不服審査法第四条第一項第七号（國稅犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分（不服申立て期間）

三 第七十七条 不服申立て（第七十五条第三項及び第五項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第四項において同じ。）

四 第七十七条 不服申立て（第七十五条第三項及び第五項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第四項において同じ。）

五 第七十五条第三項の規定による審査請求は、

一 その処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合は、その受けた日）の翌日から起算して二月以内にしなければならない。

二 第七十五条第三項（異議決定の手続）の規定による異議決定書の贈本の送達があつた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

三 天災その他前二項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にできる。

四 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができ

二 国稅不服審判所長に対する審査請求

三 国稅厅長官がした処分 国稅厅長官に対する異議申立て

四 税關長がした処分 その処分をした税關長に対する異議申立て

五 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしてい

ない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十二条（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）又は第八十七条第二項（審査請求書の記載事項）に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。（国税不服審判所）

第七十八条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長として、国税局長官が大蔵大臣の承認を受けて、任命する。

3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち一人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。

5 国税不服審判所の組織及び運営に関する事項は政令で、支部の名称及び位置は大蔵省令で定める。（国税審判官等）

第七十九条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。（行政不服審査法との関係）

第五十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第一章第一節から第三節まで（不服申立てに係る手続）を除く）の定めるところによる。

2 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

第一款 異議申立て

（異議申立書の記載事項等）

第八十一条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 異議申立てに係る処分

二 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）

三 異議申立ての趣旨及び理由

四 異議申立ての年月日

二 異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長（以下「異議審理庁」といふ。）は、異議申立てがされた國税に関する法律の規定に従つて正を求めるときは、相当の期間を定めて、その補正を認めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができる。

三 異議申立て人は、前項の補正を求められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述

し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が錄取した書面に押印することによつても、これをすることができる。

（税務署長経由による異議申立て）

府の職員の調査に係る処分についての異議申立ての規定による異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合においては、当該税務署長に前条第一項の書面（以下「異議申立書」といふ。）を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税局長官に送付しなければならない。

3 第一項の場合における異議申立期間の計算について、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなす。（決定）

第八十三条 異議申立てが決定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。異議申立てが理由があるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立て人の不利益に当該処分を変更することはできない。（決定の手続等）

3 異議申立て人が口頭で意見を述べたときは、異議申立て人に口頭で意見を述べる機会を与えない。この場合において、異議申立て人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 異議申立て人は、前項の補正を認められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述

し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が錄取した書面に押印することによつても、これをすることができる。

（税務署長経由による異議申立て）

て行なう。

4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。

5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされなければならない。

6 異議審理庁は、審査請求をすることができる。これは、異議決定書に、当該処分につき国税不服審査所長に対しても審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

（納稅地異動の場合における異議申立先等）

第八十五条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長又は国税局長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）があつた時以後にその納稅地に異動があつた場合において、その処分の際における納稅地を所轄する税務署長等と当該

第一項において同じ。）があつた時以後にその納稅地に異動があつた場合において、その処分の際における納稅地を所轄する税務署長等と当該

処分について第七十五条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号（税務署長等の処分についての異議申立て）の規定による異議申立てをする際ににおける納稅地（以下この条において「現在の納稅地」という。）を所轄する税務署長等に對してしなければならない。

2 異議申立て人が、必要があると認めるときは、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に提出して補正すべき事項について陳述

し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が錄取した書面に押印することによつても、これをすることができる。

（税務署長経由による異議申立て）

3 第一項の場合は、異議申立て人が処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定があつては、異議申立て人及び処分の相手方）に異議決定書の副本を送達し

税務署長等は、その異議申立て書を受理することができる。この場合においては、その異議申立て書は、現在の納稅地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

前項の異議申立て書を受理した税務署長等は、その異議申立て書を現在の納稅地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

(異議申立て事件の決定機関の特例)

第八十六条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納稅地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納稅地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立て人による申立てにより、又は職權で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納稅地を所轄する税務署長等に移送することができる。

前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等はじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。

第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立て書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立て書等」といふ)をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

(審査請求の記載事項等)

第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 審査請求に係る処分

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合に、はその通知を受けた年月日とし、異議申立て

についての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。)

三 審査請求の趣旨及び理由

四 審査請求の年月日

同項に規定する事項のほか、第七十五条第四項

第三号(特別な場合の審査請求)の規定により異議申立てをしないで審査請求をする場合には、

同号に規定する正当な理由を、同条第五項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月

日を記載しなければならない。

三 第一号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならぬものとする。

四 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

(処分方程による審査請求)

第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分(当該処分に係る異議申立てについての決定を含む)をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合においては、当該行政機関の長は、税關長又は税關局長は、その異議申立て書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

(合意によるみなす審査請求)

第八十九条 審査請求がされたものとみなす。

第一項の場合における審査請求期間の計算に

ついては、同項の行政機関の長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

(合意によるみなす審査請求)

第八十九条 税務署長、國稅局長又は税關長に対

して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、國稅局長又は税關長がその異議申立て

又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該異議申立てがされたとされ、当該異議申立てがされた税務署長、國稅局長又は税關長に対し異議申立てがされている場合に、その異議申立て書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

(合意によるみなす審査請求)

第九十条 更正決定等(源泉徴収等による国税に係る納稅の告知を含む。以下この条、第一百四十四条及び第一百五十五条第一項第二号において同じ。)についてされた他の更正決定等について税務署長、國稅局長又は税關長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、國稅局長又は税關長は、その異議申立て書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

(合意によるみなす審査請求)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求が国

税に係る法律の規定に従つてしないもので補

正することができるものであると認めるとき

は、相当の期間を定めて、その補正を求めるな

ければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職

務員が録取した書面に押印することによつても、これをることができる。

(却下)

第九十二条 審査請求が法定の期間経過後にされ

たものであるとき、その他不適当であるとき

は、國稅不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を

受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項第一号(國稅局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分があつては、当該國稅局

不不服審判所長は、その受理した審査請求書の副

を審査請求として取り扱うことと適当と認めてその旨を異議申立て人に通知しなければならない。

立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、國稅不服審判所長に対し、当該異議申立ての処分に係る通知書との他の書面により処分の理由を附記しなければならない。

前項の規定は第一項又は第二項の通知に係る処分の理由が当該処分に係る通知書との他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を附記しなければならない。

第一項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、國稅局長又は税關長は、その異議申立て書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

本を原処分庁に送付するものとする。

2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

4 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に交付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

第九十四条 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官一名及び参考官

加審判官二名以上を指定する。

(証拠書類等の提出)

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第四項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第九十六条 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者的利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査

請求人等」という。)又は関係人その他の参考人へ質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者所持者若しくは保管者の者が提出した物件を留め置くこと。

三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 鑑定人に鑑定させること。

3 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。

第一項及び第二項中「異議審理室」とあるのは「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第三項及び第四項中「異議審理室」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「異議申立人」とあるのは「国税不服審判所長」とあるのは「国税厅長官」である。(国税厅長官の指示等)

第九十九条 国税不服審判所長は、国税厅長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税厅長官に申し出なければならない。

2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができる。

3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを見示しなければならない。

4 国税不服審判所長は、審査請求人等(審査請

求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものを含む。)が、正当な理由がなく、第一項第一号から第二号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることができる。この場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。

5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯規捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁決)

第六十条 前条第二項の規定に基づき国税厅長官から意見を求められた事項について調査審議するため、国税厅に国税審査会を置く。

2 国税審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、大臣が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員の互選により国税審査会の会長として定められた者は、会務を総理する。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

9 国税審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(異議申立てに關する規定の準用等)

第一百一条 第八十四条第一項から第五項まで(決

決について準用する。この場合において、同条

第一項及び第二項中「異議審理室」とあるのは「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第三項及び第四項中「異議審理室」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「異議申立人」とあるのは「国税不服審判所長」とあるのは「国税厅長官」である。

「前条第三項の規定による決定」とあるのは「第九十八条第二項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それ

ぞれ読み替えるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する

第八十四条第三項の規定により裁決書の謄本を審査請求人に送達するときは、原処分庁(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)にもこれを送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第一百二条 裁決は、関係行政を拘束する。

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に對する処分をしないければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて公示された処分以外の利害關係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)（第百九条第五項（参加人についての準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号（審理のための質問、検査等）の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第四款 雜則

(併合審理等)

第百四条 異議審理庁又は国税不服審判所長（以下「国税不服審判所長等」という。）は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるものほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3 前項の規定がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前二項の規定は、更正の請求に対する処分について不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の執行を妨げない。た

だし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立て人（不服申立て人が処分の相手方でないとときは、不服申立て人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立て人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3 異議審理庁は、異議申立て人が、担保を提供して、異議申立ての目的となつた処分に係る国税は既にされている滞納処分による差押えを解除すること又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めていた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができるものとする。

(不服申立て人の地位の承継)

第百六条 不服申立て人が死亡したときは、相続人（民法第九百五十一條（相続財産法人）の規定の適用がある場合には、同条の法人）は、不服申

立人の地位を承継する。

2 不服申立て人について合併があつたときは、合

併後存続する法人又は合併により設立した法人は、不服申立て人の地位を承継する。不服申立て人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。

3 前二項の場合において、不服申立て人の地位を承継した者は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならぬ。

4 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立て人の地位を承継することができる。

5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合は、総代を認めるときは、

6 共同不服申立て人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徵収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徵収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならない。

7 第四十九条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第三項（納稅の猶予の取消し）の規定は、第二項、第三項又は前項の規定に基づく処分の取消しについて準用する。この場合において、同項の規定による処分の取消しについて同条第一項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等は」とあるのは、「徵収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替えるものとする。

(不服申立て人の地位の承継)

第百六条 不服申立て人が死亡したときは、相続人（民法第九百五十一條（相続財産法人）の規定の適用がある場合には、同条の法人）は、不服申

立人の地位を承継する。

2 共同不服申立て人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同不服申立て人

に、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに關する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同不服申立て人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができる。

5 共同不服申立て人に対する国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立て人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(代理人)

第百七条 不服申立て人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 代理人は、各自、不服申立てのために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立て人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。

(総代)

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立て人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。

(総代)

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人が選任されたときは、共同不服申立て人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができる。

5 共同不服申立て人に対する国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立て人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(参加人)

第百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の

許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の副本を参加人に交付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項(審理のための質問、検査等)の行為をすることができる。

5 第八十四条第一項及び第二項(口頭による陳述)(第一百一条第一項(異議申立てに關する規定の準用)において準用する場合を含む。)並びに第九十六条第二項及び第三項(原処分庁から提出された物件の閲覧)の規定は参加人について、第九十五条(証拠書類又は証拠物の提出について準用する。(不服申立ての取下げ))

第二百十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

2 第七十五条第五項(異議決定を経ない審査請求)の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の副本を発していいる場合 当該審査請求

二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の副本を発していいる場合 その部分についての審査請求

三 その他の場合 その決定を絶ないで当該審

(教示)

第一百十一条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその異議申立人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

(誤つた教示をした場合の救済) 第百十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号(教示をしなかつた場合の審査請求)の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立て書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付しきつて、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 前項の規定により異議申立て書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付さればならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

(誤つた教示をした場合の救済) 第百十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号(教示をしなかつた場合の審査請求)の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立て書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付しきつて、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 前項の規定により異議申立て書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付さればならない。

2 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

(更正の請求) 第二条 改正後の国税通則法(以下「新法」という。)第二十三条第一項の規定は、改正前の国税通則法(以下「旧法」という。)第二十三条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する更正の請求について適用する。

(還付加算金に関する経過措置) 第三条 新法第五十八条の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充當をする国税(その滞納処分費を含む。)に係る還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該

る質問に對して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査に關し偽りの記載をした

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査に關し偽りの記載をした

加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に對応するものの計算については、なお從前の例による。

(延滞税に関する経過措置) 第四条 新法第六十三条第四項の規定は、この法律の施行後ににおける差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞税の額の計算について適用する。

(不不服申立期限に関する経過措置) 第五条 新法第七十七条第一項の規定は、旧法第七十六条第一項又は第七十九条第一項若しくは第八十条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する異議申立て又は審査請求について適用する。

(第六条 国税に関する法律に基づく処分(酒税法第二章の規定による処分を除く。)に対する異議申立て若しくは審査請求又はこれらについての決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続

第六条 国税に関する法律に基づく処分(酒税法第二章の規定による処分を除く。)に対する異議申立て若しくは審査請求又はこれらについての決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続

一八〇

三 国税厅長官に對してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続にてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続

前項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものに係る旧法第八十三条第一項の協議團の議決は、新法第九十八条第三項の議決とみなす。

(答弁書の特例)

第七条 前条第一項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものについては、国税不服審判所長は、新法第九十三条第一項及び第九十四条の規定にかかわらず、答弁書を提出させないで担当審判官を指定することができる。

(不服申立ての前置の特例)

第八条 この法律の施行前に、旧法の規定により國税局長又は税関長に対ししてされた異議申立てがある場合における新法第一百五十五条第一項の規定の適用については、当該異議申立てに係る処分は異議申立てについての決定を経た後審査請求をなすことができる処分に含まれないものとし、当該異議申立ては國税局長官に對してされしたものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの一部を次のよう改定する。第一項第一号とし、第三号から第五号までを「第一号」とし、同条第四項中「前項第一号」に改め、同条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを「第一号」とし、同条第四項中「前項第一号」を「第一号」とし、同条第六項中「第三項第四号」及び第五号」を「第三項第三号及び第四号」に改める。

(異議申立ての規定による)を削り、「決定」下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

第百十九条中「及び第六十三条第一項」を並び第五号」を「第三項第三号及び第四号」に改める。

第十九条中「国税通則法第七十六条第一項」(異議申立て)の規定による)を削り、「決定」下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

びに第六十三条第一項及び第四項」に改める。

びに第六十五条第一項及び第六十六条第一項」を「同条第三項」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 国税通則法第七十六条第一項(異議申立て)の規定による)を削り、「決定」の下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

一部を次のように改定する。

「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

一部を次のように改定する。

「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

(資産再評価法の一部改正)

第十六条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改定する。

(失業保険法の一部改正)

第四十六条第六項中「第八十九条第二項」を「第八十二条の二第二項及び第八十九条第一項(異議申立て)」の規定による「を削り、「決定」の下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

一部を次のように改定する。

「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

第三十五条第二項中「国税厅協議團又は国税局協議團の協議官」を「国税不服審判所の担当審判官」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第二十条 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改定する。

第三十四条の三第二項中「第九十二条」を「百二十九条」に改める。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 舟田 中
衆議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法

(趣旨) この法律は、昭和四十五年度の税制改正の実施に備えるため、昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号。以下「法」という。)の特例を定めるとともに、昭和四十五年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めている法律の規定について、

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法

(趣旨) この法律は、当該各号に定めるところによる。

昭和四十五年三月十九日

その期限を暫定的に同年四月三十日まで延長する措置を講ずるものとする。

(定義)

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(法第二十九条給与等とみなす年金)の規定により給与等とみなされる年金を含む。」をいう。

二 退職手当等 法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職手当等とみなされる一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

三 源泉徴収 法第二条第一項第三号(定義)に規定する源泉徴収をいう。

四 居住者 法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

(給与等に係る源泉徴収の特例)

第三条 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払うべき給与等に係る法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徵収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(退職手当等に係る源泉徴収の特例)

第四条 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払うべき退職手当等に係る暫定措置法(昭和四十五年法律第三十六号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の甲表

第五条 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払うべき退職手当等に係る源泉徴収税額の規定の適用については、同表第一号イの規定により求めた税額に九

三乗じて計算した金額

二 給与等の月割額を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、前条の規定により読み替えられた法第八十五条第一項第一号イの規定により求めた税額に九

三乗じて計算した金額

(退職手当等に係る源泉徴収の特例)

第六条 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払うべき退職手当等に係る源泉徴収税額の規定の適用については、同表第一号イの規定により求めた税額に九

三乗じて計算した金額

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第四項まで、第四条第一項、第七条の二、第八条の二第一項から第四項まで、第九条の三第一項、第八条の四第一項、第

三、第六十八条の二、第七十八条の三第一項並びに第八十二条の三第一項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十五年四月三十日」に改める。

(物品税法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四

暫定措置法別表第一

第一百八十九条(障害者控除等の適用を受ける者に係る徵収税額)及び第一百八十九条(社会保険料がある場合等の徵収税額)の規定の計算)

第一百八十九条(主たる給与等に係る徵収税額の特例)

別表第四

暫定措置法別表第一

暫定措置法第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた第一百八十五条

暫定措置法第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた第一百八十五条

(年末調整の特例)

第四条 昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間ににおける法第一百九十条(年末調整)の規定の適用については、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

一 昭和四十五年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第二百九十条第二号イ及びロに掲げる金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

には、当該金額を控除した金額)の十二分の一に相当する金額(次号において「給与等の月割額」という。)を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、法第二百八十五条第一項第一号イ(賞与以外の給与等の月割額)とくに規定する徴収税額)の規定により求めた税額に八十五条第一項第一号イ(賞与等の月割額)とくに規定する徴収税額)の規定により求めた税額に九

三乗じて計算した金額

二 附則第三条から第五条までの規定中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十五年四月三十日」に改める。

附則第六条第一項の表中「昭和四五年三月三十日」を「昭和四五五年四月三十日」に改める。

附則第十一条第一項の表中「昭和四五五年五月一日」を「昭和四五五年五月一日」に改める。

附則第九条第二項及び第四項から第六項までの規定中「昭和四十五年四月一日」を「昭和四十五年五月一日」に改める。

附則第十一条第一項の表中「昭和四五五年四月一日」を「昭和四五五年五月一日」に改める。

附則第十一条第一項の表中「昭和四五五年五月一日」を「昭和四五五年五月一日」に改める。

一日を「昭和四十五年四月三十日」に改める。

附則第七条第一項の表中「昭和四五五年三月三十日」を「昭和四五五年三月三十日」に、「昭和四五五年四月三十日」に、「昭和四五五年五月一日」に改める。

一日を「昭和四五五年五月一日」に改める。

附則第十一条第一項の表中「昭和四五五年五月一日」を「昭和四五五年五月一日」に改める。

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

昭和四十五年二月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

別表第一 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 养 親 族 等 の 数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未 滿	税 額								税 額
円 28,000 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
28,000	29,000	110	0	0	0	0	0	0	0	2,200
29,000	30,000	190	0	0	0	0	0	0	0	2,400
30,000	31,000	270	0	0	0	0	0	0	0	2,500
31,000	32,000	350	0	0	0	0	0	0	0	2,600
32,000	33,000	430	0	0	0	0	0	0	0	2,700
33,000	34,000	510	0	0	0	0	0	0	0	2,800
34,000	35,000	590	0	0	0	0	0	0	0	2,900
35,000	36,000	670	0	0	0	0	0	0	0	3,000
36,000	37,000	750	0	0	0	0	0	0	0	3,200
37,000	38,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,300
38,000	39,000	910	0	0	0	0	0	0	0	3,400
39,000	40,000	990	0	0	0	0	0	0	0	3,500
40,000	41,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	3,600
41,000	42,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	3,700
42,000	43,000	1,230	0	0	0	0	0	0	0	3,800
43,000	44,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	4,000
44,000	45,000	1,390	0	0	0	0	0	0	0	4,100
45,000	46,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	4,300
46,000	47,000	1,550	0	0	0	0	0	0	0	4,500
47,000	48,000	1,630	130	0	0	0	0	0	0	4,700
48,000	49,000	1,710	210	0	0	0	0	0	0	4,800
49,000	50,000	1,790	290	0	0	0	0	0	0	5,000
50,000	51,000	1,870	370	0	0	0	0	0	0	5,400
51,000	52,000	1,950	450	0	0	0	0	0	0	5,500
52,000	53,000	2,030	530	0	0	0	0	0	0	5,700
53,000	54,000	2,110	610	0	0	0	0	0	0	5,900
54,000	55,000	2,190	690	0	0	0	0	0	0	6,100
55,000	56,000	2,270	770	0	0	0	0	0	0	6,300
56,000	57,000	2,350	850	0	0	0	0	0	0	6,500
57,000	58,000	2,430	930	0	0	0	0	0	0	6,700
58,000	59,000	2,520	1,010	0	0	0	0	0	0	6,900
59,000	60,000	2,610	1,090	0	0	0	0	0	0	7,100
60,000	61,000	2,710	1,170	170	0	0	0	0	0	7,300
61,000	62,000	2,800	1,250	250	0	0	0	0	0	7,500
62,000	63,000	2,900	1,330	330	0	0	0	0	0	7,700
63,000	64,000	3,000	1,410	410	0	0	0	0	0	7,900
64,000	65,000	3,090	1,490	490	0	0	0	0	0	8,100
65,000	66,000	3,190	1,570	570	0	0	0	0	0	8,300
66,000	67,000	3,280	1,650	650	0	0	0	0	0	8,500
67,000	68,000	3,380	1,730	730	0	0	0	0	0	8,700
68,000	69,000	3,480	1,810	810	0	0	0	0	0	9,000
69,000	70,000	3,570	1,890	890	0	0	0	0	0	9,200
70,000	71,000	3,670	1,970	970	0	0	0	0	0	9,400
71,000	72,000	3,760	2,050	1,050	0	0	0	0	0	9,700
72,000	73,000	3,860	2,130	1,130	130	0	0	0	0	9,900

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙 税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
	以上未満	税額							
73,000	74,000	3,960	2,210	1,210	210	0	0	0	10,200
74,000	75,000	4,050	2,290	1,290	290	0	0	0	10,400
75,000	76,000	4,150	2,370	1,370	370	0	0	0	10,600
76,000	77,000	4,240	2,450	1,450	450	0	0	0	10,900
77,000	78,000	4,340	2,540	1,530	530	0	0	0	11,100
78,000	79,000	4,440	2,640	1,610	610	0	0	0	11,300
79,000	80,000	4,530	2,730	1,690	690	0	0	0	11,500
80,000	81,000	4,630	2,830	1,770	770	0	0	0	11,800
81,000	82,000	4,720	2,920	1,850	850	0	0	0	12,100
82,000	83,000	4,820	3,020	1,930	930	0	0	0	12,300
83,000	84,000	4,920	3,120	2,010	1,010	0	0	0	12,600
84,000	85,000	5,010	3,210	2,090	1,090	0	0	0	12,900
85,000	86,000	5,110	3,310	2,170	1,170	170	0	0	13,200
86,000	87,000	5,200	3,400	2,250	1,250	250	0	0	13,500
87,000	88,000	5,300	3,500	2,330	1,330	330	0	0	13,800
88,000	89,000	5,400	3,600	2,410	1,410	410	0	0	14,100
89,000	90,000	5,490	3,690	2,490	1,490	490	0	0	14,400
90,000	91,000	5,600	3,790	2,590	1,570	570	0	0	14,600
91,000	92,000	5,710	3,880	2,680	1,650	650	0	0	14,900
92,000	93,000	5,840	3,990	2,790	1,740	740	0	0	15,200
93,000	94,000	5,960	4,100	2,900	1,830	830	0	0	15,500
94,000	95,000	6,090	4,210	3,010	1,920	920	0	0	15,800
95,000	96,000	6,220	4,310	3,110	2,010	1,010	0	0	16,100
96,000	97,000	6,340	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0	16,400
97,000	98,000	6,470	4,530	3,330	2,190	1,190	190	0	16,700
98,000	99,000	6,590	4,640	3,440	2,280	1,280	280	0	16,900
99,000	101,000	6,780	4,800	3,600	2,420	1,420	420	0	17,200
101,000	103,000	7,040	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	17,200
103,000	105,000	7,290	5,230	4,030	2,830	1,780	780	0	17,200
105,000	107,000	7,540	5,450	4,250	3,050	1,960	960	0	17,200
107,000	109,000	7,790	5,690	4,460	3,260	2,140	1,140	140	17,200
109,000	111,000	8,040	5,940	4,680	3,480	2,320	1,320	320	17,200
111,000	113,000	8,300	6,200	4,900	3,700	2,500	1,500	500	17,200
113,000	115,000	8,550	6,450	5,110	3,910	2,710	1,680	680	17,200
115,000	117,000	8,800	6,700	5,330	4,130	2,930	1,860	860	17,200
117,000	119,000	9,060	6,950	5,550	4,340	3,140	2,040	1,040	17,200
119,000	121,000	9,350	7,200	5,800	4,560	3,360	2,220	1,220	220
121,000	123,000	9,630	7,460	6,060	4,780	3,580	2,400	1,400	400
123,000	125,000	9,920	7,710	6,310	4,990	3,790	2,590	1,580	580
125,000	127,000	10,210	7,960	6,560	5,210	4,010	2,810	1,760	760
127,000	129,000	10,500	8,210	6,810	5,420	4,220	3,020	1,940	940
129,000	131,000	10,790	8,460	7,060	5,660	4,440	3,240	2,120	1,120
131,000	133,000	11,070	8,720	7,320	5,920	4,660	3,460	2,300	1,300
133,000	135,000	11,360	8,970	7,570	6,170	4,870	3,670	2,480	1,480
135,000	137,000	11,650	9,250	7,820	6,420	5,090	3,890	2,690	1,660
137,000	139,000	11,940	9,540	8,070	6,670	5,300	4,100	2,900	1,840
139,000	141,000	12,230	9,830	8,320	6,920	5,520	4,320	3,120	2,020
141,000	143,000	12,510	10,110	8,580	7,180	5,780	4,540	3,340	2,200
143,000	145,000	12,800	10,400	8,830	7,430	6,030	4,750	3,550	2,380
145,000	147,000	13,100	10,690	9,090	7,680	6,280	4,970	3,770	2,570

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ甲 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額									
147,000	149,000	13,430	10,980	9,380	7,930	6,530	5,180	3,980	2,780		
149,000	151,000	13,750	11,270	9,670	8,180	6,780	5,400	4,200	3,000	40,200円	
151,000	153,000	14,070	11,550	9,950	8,440	7,040	5,640	4,420	3,220		
153,000	155,000	14,400	11,840	10,240	8,690	7,290	5,890	4,630	3,430	40,200円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
155,000	157,000	14,720	12,130	10,530	8,940	7,540	6,140	4,850	3,650		
157,000	159,000	15,050	12,420	10,820	9,220	7,790	6,390	5,060	3,860		
159,000	161,000	15,370	12,710	11,110	9,510	8,040	6,640	5,280	4,080		
161,000	163,000	15,690	12,990	11,390	9,790	8,300	6,900	5,500	4,300		
163,000	165,000	16,020	13,320	11,680	10,080	8,550	7,150	5,750	4,510		
165,000	167,000	16,340	13,640	11,970	10,370	8,800	7,400	6,000	4,730		
167,000	169,000	16,670	13,970	12,260	10,660	9,060	7,650	6,250	4,940		
169,000	171,000	16,990	14,290	12,550	10,950	9,350	7,900	6,500	5,160		
171,000	173,000	17,310	14,610	12,830	11,230	9,630	8,160	6,760	5,380		
173,000	175,000	17,660	14,940	13,140	11,520	9,920	8,410	7,010	5,610		
175,000	177,000	18,050	15,270	13,470	11,820	10,220	8,670	7,270	5,870		
177,000	179,000	18,450	15,610	13,810	12,120	10,520	8,930	7,530	6,130		
179,000	181,000	18,850	15,950	14,150	12,430	10,830	9,230	7,800	6,400		
181,000	183,000	19,250	16,300	14,500	12,730	11,130	9,530	8,060	6,660		
183,000	185,000	19,650	16,640	14,840	13,040	11,430	9,830	8,330	6,930		
185,000	187,000	20,040	16,980	15,180	13,380	11,740	10,140	8,600	7,200		
187,000	189,000	20,440	17,320	15,520	13,720	12,040	10,440	8,860	7,460		
189,000	191,000	20,840	17,690	15,860	14,060	12,350	10,750	9,150	7,730		
191,000	193,000	21,240	18,090	16,210	14,410	12,650	11,050	9,450	7,990		
193,000	195,000	21,640	18,490	16,550	14,750	12,950	11,350	9,750	8,260		
195,000	197,000	22,040	18,890	16,890	15,090	13,290	11,660	10,060	8,530		
197,000	199,000	22,440	19,290	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	8,790		
199,000	201,000	22,840	19,690	17,590	15,770	13,970	12,270	10,670	9,070		
201,000	204,000	23,340	20,190	18,090	16,200	14,400	12,650	11,050	9,450		
204,000	207,000	23,930	20,780	18,680	16,720	14,920	13,120	11,500	9,900		
207,000	210,000	24,530	21,380	19,280	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360		
210,000	213,000	25,130	21,980	19,880	17,780	15,940	14,140	12,410	10,810		
213,000	216,000	25,730	22,580	20,480	18,380	16,450	14,650	12,870	11,270		
216,000	219,000	26,340	23,180	21,080	19,880	16,970	15,170	13,370	11,730		
219,000	222,000	27,020	23,780	21,680	19,580	17,480	15,680	13,880	12,180		
222,000	225,000	27,710	24,380	22,280	20,180	18,080	16,190	14,390	12,640		
225,000	228,000	28,390	24,970	22,870	20,770	18,670	16,710	14,910	13,110		
228,000	231,000	29,080	25,570	23,470	21,370	19,270	17,220	15,420	13,620		
231,000	234,000	29,760	26,170	24,070	21,970	19,870	17,770	15,930	14,130		
234,000	237,000	30,440	26,840	24,670	22,570	20,470	18,370	16,450	14,650		
237,000	240,000	31,130	27,530	25,270	23,170	21,070	18,970	16,960	15,160		
240,000	243,000	31,810	28,210	25,870	23,770	21,670	19,570	17,470	15,670		
243,000	246,000	32,500	28,900	26,500	24,370	22,270	20,170	18,070	16,180		
246,000	249,000	33,180	29,580	27,180	24,960	22,860	20,760	18,660	16,700		
249,000	252,000	33,860	30,260	27,860	25,560	23,460	21,360	19,260	17,210		
252,000	255,000	34,550	30,950	28,550	26,160	24,060	21,960	19,860	17,760		
255,000	258,000	35,230	31,630	29,230	26,830	24,660	22,560	20,460	18,360		
258,000	261,000	35,920	32,320	29,920	27,520	25,260	23,160	21,060	18,960		
261,000	264,000	36,640	33,000	30,600	28,200	25,860	23,760	21,660	19,560		
264,000	267,000	37,410	33,680	31,280	28,880	26,480	24,350	22,250	20,150		
267,000	270,000	38,180	34,370	31,970	29,570	27,170	24,950	22,850	20,750		

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
270,000円	273,000円	38,950円	35,050円	32,650円	30,250円	27,850円	25,550円	23,450円	21,350円	
273,000円	276,000円	39,720円	35,740円	33,340円	30,940円	28,540円	26,150円	24,050円	21,950円	
276,000円	279,000円	40,490円	36,440円	34,020円	31,620円	29,220円	26,820円	24,650円	22,550円	
279,000円	282,000円	41,260円	37,210円	34,700円	32,300円	29,900円	27,500円	25,250円	23,150円	
282,000円	285,000円	42,030円	37,980円	35,390円	32,990円	30,590円	28,190円	25,850円	23,750円	
285,000円	288,000円	42,800円	38,750円	36,070円	33,670円	31,270円	28,870円	26,470円	24,340円	
288,000円	291,000円	43,570円	39,520円	36,820円	34,360円	31,960円	29,560円	27,160円	24,940円	
291,000円	294,000円	44,340円	40,290円	37,590円	35,040円	32,640円	30,240円	27,840円	25,540円	
294,000円	297,000円	45,110円	41,060円	38,360円	35,720円	33,320円	30,920円	28,520円	26,140円	
297,000円	300,000円	45,880円	41,830円	39,180円	36,430円	34,010円	31,610円	29,210円	26,810円	
300,000円		46,260円	42,210円	39,510円	36,810円	34,350円	31,950円	29,550円	27,150円	
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									
310,000円		48,960円	44,910円	42,210円	39,510円	37,050円	34,650円	32,250円	29,850円	
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
360,000円		63,960円	59,910円	57,210円	54,510円	52,050円	49,650円	47,250円	44,850円	
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									
390,000円		74,160円	70,110円	67,410円	64,710円	62,250円	59,850円	57,450円	55,050円	
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙 税額								
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人																
	以上	未満	税額														
470,000円	104,560	100,510	97,810	95,110	92,650	90,250	87,850	85,450									
470,000円をこえ 560,000円に満た ない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額																
560,000円	142,360	138,310	135,610	132,910	130,450	128,050	125,650	123,250									
560,000円をこえ 720,000円に満た ない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額																
720,000円	215,960	211,910	209,210	206,510	204,050	201,650	199,250	196,850	382,200								
720,000円をこえ 890,000円に満た ない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								382,200円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち720,000円を こえる金額の50 %に相当する金 額を加算した金 額								
890,000円	300,960	296,910	294,210	291,510	289,050	286,650	284,250	281,850									
890,000円をこえ 1,720,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																
1,720,000円	757,460	753,410	750,710	748,010	745,550	743,150	740,750	738,350									
1,720,000円をこ える金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額																	
従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 1,200円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額																	

(注) この表における用語については、次に定めるとところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

口 乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
41,000		0	0	0	0	0	0	0
41,000	42,000	150	0	0	0	0	0	0
42,000	43,000	230	0	0	0	0	0	0
43,000	44,000	310	0	0	0	0	0	0
44,000	45,000	390	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	470	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	550	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	630	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	710	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	790	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	870	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	950	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,030	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,110	110	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,190	190	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,270	270	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,350	350	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,430	430	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,510	510	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,590	590	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,670	670	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,750	750	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,830	830	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,910	910	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,990	990	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,070	1,070	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,150	1,150	150	0	0	0	0
67,000	68,000	2,230	1,230	230	0	0	0	0
68,000	69,000	2,310	1,310	310	0	0	0	0
69,000	70,000	2,390	1,390	390	0	0	0	0
70,000	71,000	2,470	1,470	470	0	0	0	0
71,000	72,000	2,560	1,550	550	0	0	0	0
72,000	73,000	2,660	1,630	630	0	0	0	0
73,000	74,000	2,760	1,710	710	0	0	0	0
74,000	75,000	2,850	1,790	790	0	0	0	0
75,000	76,000	2,950	1,870	870	0	0	0	0
76,000	77,000	3,040	1,950	950	0	0	0	0
77,000	78,000	3,140	2,030	1,030	0	0	0	0
78,000	79,000	3,240	2,110	1,110	110	0	0	0
79,000	80,000	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0
80,000	81,000	3,430	2,270	1,270	270	0	0	0

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
81,000	82,000	3,520	2,350	1,350	350	0	0	0
82,000	83,000	3,620	2,430	1,430	430	0	0	0
83,000	84,000	3,720	2,520	1,510	510	0	0	0
84,000	85,000	3,810	2,610	1,590	590	0	0	0
85,000	86,000	3,910	2,710	1,670	670	0	0	0
86,000	87,000	4,000	2,800	1,750	750	0	0	0
87,000	88,000	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0
88,000	89,000	4,200	3,000	1,910	910	0	0	0
89,000	90,000	4,290	3,090	1,990	990	0	0	0
90,000	91,000	4,390	3,190	2,070	1,070	0	0	0
91,000	92,000	4,480	3,280	2,150	1,150	150	0	0
92,000	93,000	4,590	3,390	2,240	1,240	240	0	0
93,000	94,000	4,700	3,500	2,330	1,330	330	0	0
94,000	95,000	4,810	3,610	2,420	1,420	420	0	0
95,000	96,000	4,910	3,710	2,510	1,510	510	0	0
96,000	97,000	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0
97,000	98,000	5,130	3,930	2,730	1,690	690	0	0
98,000	99,000	5,240	4,040	2,840	1,780	780	0	0
99,000	101,000	5,400	4,200	3,000	1,920	920	0	0
101,000	103,000	5,640	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0
103,000	105,000	5,890	4,630	3,430	2,280	1,280	280	0
105,000	107,000	6,140	4,850	3,650	2,460	1,460	460	0
107,000	109,000	6,390	5,060	3,860	2,660	1,640	640	0
109,000	111,000	6,640	5,280	4,080	2,880	1,820	820	0
111,000	113,000	6,900	5,500	4,300	3,100	2,000	1,000	0
113,000	115,000	7,150	5,750	4,510	3,310	2,180	1,180	180
115,000	117,000	7,400	6,000	4,730	3,530	2,360	1,360	360
117,000	119,000	7,650	6,250	4,940	3,740	2,540	1,540	540
119,000	121,000	7,900	6,500	5,160	3,960	2,760	1,720	720
121,000	123,000	8,160	6,760	5,380	4,180	2,980	1,900	900
123,000	125,000	8,410	7,010	5,610	4,390	3,190	2,080	1,080
125,000	127,000	8,660	7,260	5,860	4,610	3,410	2,260	1,260
127,000	129,000	8,910	7,510	6,110	4,820	3,620	2,440	1,440
129,000	131,000	9,190	7,760	6,360	5,040	3,840	2,640	1,620
131,000	133,000	9,470	8,020	6,620	5,260	4,060	2,860	1,800
133,000	135,000	9,760	8,270	6,870	5,470	4,270	3,070	1,980
135,000	137,000	10,050	8,520	7,120	5,720	4,490	3,290	2,160
137,000	139,000	10,340	8,770	7,370	5,970	4,700	3,500	2,340
139,000	141,000	10,630	9,030	7,620	6,220	4,920	3,720	2,520
141,000	143,000	10,910	9,310	7,880	6,480	5,140	3,940	2,740
143,000	145,000	11,200	9,600	8,130	6,730	5,250	4,150	2,950
145,000	147,000	11,490	9,890	8,380	6,980	5,580	4,370	3,170
147,000	149,000	11,780	10,180	8,630	7,230	5,830	4,580	3,380
149,000	151,000	12,070	10,470	8,880	7,480	6,080	4,800	3,600
151,000	153,000	12,350	10,750	9,150	7,740	6,340	5,020	3,820

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

一九一

ロ乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
153,000	155,000	12,640	11,040	9,440	7,990	6,590	5,230	4,030
155,000	157,000	12,930	11,330	9,730	8,240	6,840	5,450	4,250
157,000	159,000	13,250	11,620	10,020	8,490	7,090	5,690	4,460
159,000	161,000	13,570	11,910	10,310	8,740	7,340	5,940	4,680
161,000	163,000	13,890	12,190	10,590	9,000	7,600	6,200	4,900
163,000	165,000	14,220	12,480	10,880	9,280	7,850	6,450	5,110
165,000	167,000	14,540	12,770	11,170	9,570	8,100	6,700	5,330
167,000	169,000	14,870	13,070	11,460	9,860	8,350	6,950	5,550
169,000	171,000	15,190	13,390	11,750	10,150	8,600	7,200	5,800
171,000	173,000	15,510	13,710	12,080	10,430	8,860	7,460	6,060
173,000	175,000	15,840	14,040	12,820	10,720	9,120	7,710	6,310
175,000	177,000	16,170	14,370	12,620	11,020	9,420	7,970	6,570
177,000	179,000	16,510	14,710	12,920	11,320	9,720	8,230	6,830
179,000	181,000	16,850	15,050	13,250	11,630	10,030	8,500	7,100
181,000	183,000	17,200	15,400	13,600	11,930	10,330	8,760	7,360
183,000	185,000	17,550	15,740	13,940	12,230	10,630	9,030	7,630
185,000	187,000	17,940	16,080	14,280	12,540	10,940	9,340	7,900
187,000	189,000	18,340	16,420	14,620	12,840	11,240	9,640	8,160
189,000	191,000	18,740	16,760	14,960	13,160	11,550	9,950	8,430
191,000	193,000	19,140	17,110	15,310	13,510	11,850	10,250	8,690
193,000	195,000	19,540	17,450	15,650	13,850	12,150	10,550	8,960
195,000	197,000	19,940	17,840	15,990	14,190	12,460	10,860	9,260
197,000	199,000	20,340	18,240	16,330	14,530	12,760	11,160	9,560
199,000	201,000	20,740	18,640	16,670	14,870	13,070	11,470	9,870
201,000	204,000	21,240	19,140	17,100	15,300	13,500	11,850	10,250
204,000	207,000	21,830	19,730	17,630	15,820	14,020	12,300	10,700
207,000	210,000	22,430	20,380	18,230	16,330	14,530	12,760	11,160
210,000	213,000	23,030	20,930	18,830	16,840	15,040	13,240	11,610
213,000	216,000	23,630	21,530	19,430	17,350	15,550	13,750	12,070
216,000	219,000	24,230	22,130	20,030	17,930	16,070	14,270	12,530
219,000	222,000	24,830	22,730	20,630	18,530	16,580	14,780	12,980
222,000	225,000	25,430	23,330	21,230	19,130	17,090	15,290	13,490
225,000	228,000	26,020	23,920	21,820	19,720	17,620	15,810	14,010
228,000	231,000	26,680	24,520	22,420	20,320	18,220	16,320	14,520
231,000	234,000	27,360	25,120	23,020	20,920	18,820	16,830	15,030
234,000	237,000	28,040	25,720	23,620	21,520	19,420	17,350	15,550
237,000	240,000	28,730	26,380	24,220	22,120	20,020	17,920	16,060
240,000	243,000	29,410	27,010	24,820	22,720	20,620	18,520	16,570
243,000	246,000	30,100	27,700	25,420	23,320	21,220	19,120	17,080
246,000	249,000	30,780	28,380	26,010	23,910	21,810	19,710	17,610
249,000	252,000	31,460	29,060	26,660	24,510	22,410	20,310	18,210
252,000	255,000	32,150	29,750	27,350	25,110	23,010	20,910	18,810
255,000	258,000	32,830	30,430	28,030	25,710	23,610	21,510	19,410
258,000	261,000	33,520	31,120	28,720	26,320	24,210	22,110	20,010
261,000	264,000	34,200	31,800	29,400	27,000	24,810	22,710	20,610

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

ロ 乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税額						
円 264,000	円 267,000	円 34,880	円 32,480	円 30,080	円 27,680	円 25,400	円 23,300	円 21,200
267,000	270,000	35,570	33,170	30,770	28,370	26,000	23,900	21,800
270,000	273,000	36,250	33,850	31,450	29,050	26,650	24,500	22,400
273,000	276,000	37,020	34,540	32,140	29,740	27,340	25,100	23,000
276,000	279,000	37,790	35,220	32,820	30,420	28,020	25,700	23,600
279,000	282,000	38,560	35,900	33,500	31,100	28,700	26,300	24,200
282,000	285,000	39,330	36,630	34,190	31,790	29,390	26,990	24,800
285,000	288,000	40,100	37,400	34,870	32,470	30,070	27,670	25,390
288,000	291,000	40,870	38,170	35,560	33,160	30,760	28,360	25,990
291,000	294,000	41,640	38,940	36,240	33,840	31,440	29,040	26,640
294,000	297,000	42,410	39,710	37,010	34,520	32,120	29,720	27,320
297,000	300,000	43,180	40,480	37,780	35,210	32,810	30,410	28,010
300,000 円		43,560	40,860	38,160	35,550	33,150	30,750	28,350
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27 %に相当する金額を加算した金額						
310,000 円		円 46,260	円 43,560	円 40,860	円 38,250	円 35,850	円 33,450	円 31,050
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000 円をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額						
360,000 円		円 61,260	円 58,560	円 55,860	円 53,250	円 50,850	円 48,450	円 46,050
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 34 %に相当する金額を加算した金額						
390,000 円		円 71,460	円 68,760	円 66,060	円 63,450	円 61,050	円 58,650	円 56,250
390,000 円をこえ 470,000 円に満た ない金額		390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000 円をこえる金額の 38 %に相当する金額を加算した金額						

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

口 乙 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
470,000円	101,860	99,160	96,460	93,850	91,450	89,050	86,650
470,000円をこえ 560,000円に満た ない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	139,660	136,960	134,260	131,650	129,250	126,850	124,450
560,000円をこえ 720,000円に満た ない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
720,000円	213,260	210,560	207,860	205,250	202,850	200,450	198,050
720,000円をこえ 890,000円に満た ない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
890,000円	298,260	295,560	292,860	290,250	287,850	285,450	283,050
890,000円をこえ 1,720,000円に満た ない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,720,000円	754,760	752,060	749,360	746,750	744,350	741,950	739,550
1,720,000円をこ える金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額							

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

一九四

(注)

- (+) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。
- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
 - (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)
- (-) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
 - (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
 - (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (+) (注)の(+)の(1)に掲げる居住者については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (-) (注)の(-)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(+)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶 养 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未 満	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額		
円 950	円未満	円 0											
950	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,000	1,050	10	0	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,050	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,100	1,150	15	0	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,150	1,200	20	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,200	1,250	25	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,250	1,300	30	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,300	1,350	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,350	1,400	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,400	1,450	40	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,450	1,500	45	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,500	1,550	50	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,550	1,600	55	5	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,600	1,650	55	5	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,650	1,700	60	10	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,700	1,750	65	15	0	0	0	0	0	0	190	0		
1,750	1,800	70	20	0	0	0	0	0	0	190	0		
1,800	1,850	75	25	0	0	0	0	0	0	200	0		
1,850	1,900	75	25	0	0	0	0	0	0	210	0		
1,900	1,950	80	30	0	0	0	0	0	0	220	0		
1,950	2,000	85	35	0	0	0	0	0	0	230	0		
2,000	2,050	90	40	5	0	0	0	0	0	240	0		
2,050	2,100	95	45	10	0	0	0	0	0	250	0		
2,100	2,150	100	45	15	0	0	0	0	0	260	0		
2,150	2,200	105	50	20	0	0	0	0	0	270	0		
2,200	2,250	110	55	20	0	0	0	0	0	280	0		
2,250	2,300	115	60	25	0	0	0	0	0	300	0		
2,300	2,350	120	65	30	0	0	0	0	0	310	0		
2,350	2,400	125	65	35	0	0	0	0	0	320	0		
2,400	2,450	130	70	40	5	0	0	0	0	330	0		
2,450	2,500	135	75	40	10	0	0	0	0	340	0		
2,500	2,550	140	80	45	15	0	0	0	0	360	0		
2,550	2,600	145	85	50	15	0	0	0	0	370	0		
2,600	2,650	150	90	55	20	0	0	0	0	380	0		
2,650	2,700	155	95	60	25	0	0	0	0	390	0		
2,700	2,750	155	95	60	30	0	0	0	0	400	0		
2,750	2,800	160	100	65	35	0	0	0	0	420	0		
2,800	2,850	165	105	70	35	5	0	0	0	430	0		
2,850	2,900	170	110	75	40	5	0	0	0	440	0		
2,900	2,950	175	115	80	45	10	0	0	0	460	0		
2,950	3,000	180	120	80	50	15	0	0	0	470	0		
3,000	3,050	185	125	85	55	20	0	0	0	490	0		
3,050	3,100	195	130	90	55	25	0	0	0	500	0		
3,100	3,150	200	135	95	60	30	0	0	0	520	0		
3,150	3,200	205	140	100	65	30	0	0	0	530	0		

イ 甲 表

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未 满	税	額	税	額	税	額	税	額	税		
3,200	3,250	210	150	105	70	35	5	0	550	0		
3,250	3,300	220	155	115	75	40	10	0	560	2		
3,300	3,400	230	160	120	80	50	15	0	580	6		
3,400	3,500	240	170	130	90	55	25	0	580	14		
3,500	3,600	255	185	145	105	65	35	0	580	22		
3,600	3,700	265	195	155	115	75	40	10	580円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のう ち3,300円 をこえる金 額を46%に 相当する金 額を加算し た金額	30		
3,700	3,800	280	210	165	125	85	50	15	580	38		
3,800	3,900	290	220	175	135	95	60	25	580	46		
3,900	4,000	305	235	185	145	105	70	35	580	54		
4,000	4,100	320	245	200	155	115	80	45	580	62		
4,100	4,200	335	260	210	165	125	85	55	580	70		
4,200	4,300	345	270	225	180	140	100	60	580	78		
4,300	4,400	360	285	235	190	150	110	70	580	87		
4,400	4,500	375	295	250	205	160	120	80	580	96		
4,500	4,600	390	310	260	215	170	130	90	580	105		
4,600	4,700	405	325	275	230	180	140	100	580	114		
4,700	4,800	420	340	285	240	195	150	110	580	125		
4,800	4,900	435	355	300	255	205	165	125	580	136		
4,900	5,000	450	370	315	265	220	175	135	580	146		
5,000	5,100	465	380	330	280	230	185	145	580	157		
5,100	5,200	480	395	345	290	245	200	155	1,370円	168		
5,200	5,300	500	410	360	305	255	210	165	1,370円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 5,000円をこ える金額を60% に相当する金 額を加算し た金額	179		
5,300	5,400	515	425	370	320	270	225	175	1,370円	190		
5,400	5,500	530	440	385	335	280	235	190	1,370円	200		
5,500	5,600	545	455	400	350	295	250	200	1,370円	211		
5,600	5,700	565	475	415	360	310	260	215	1,370円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のうち 5,000円をこ える金額を60% に相当する金 額を加算し た金額	222		
5,700	5,800	580	490	430	375	325	275	225	1,370円	233		
5,800	5,900	595	505	445	390	335	285	240	1,370円	244		
5,900	6,000	615	520	460	405	350	300	250	1,370円	256		
6,000	6,100	635	540	480	420	370	315	265	1,370円	268		
6,100	6,200	655	555	495	435	385	330	280	1,370円	281		
6,200	6,300	675	575	515	455	400	345	290	1,370円	294		
6,300	6,400	695	590	530	470	415	360	305	1,370円	306		
6,400	6,500	715	610	550	490	430	375	320	1,370円	319		
6,500	6,600	735	630	565	505	445	390	335	1,370円	331		
6,600	6,700	755	650	580	520	460	405	350	1,370円	344		
6,700	6,800	775	670	600	540	480	420	365	1,370円	357		
6,800	6,900	795	690	620	555	495	435	380	1,370円	369		
6,900	7,000	815	710	640	575	515	455	400	1,370円	382		
7,000	7,100	835	730	660	590	530	470	415	1,370円	394		
7,100	7,200	855	750	680	610	545	485	430	1,370円	407		
7,200	7,300	880	770	700	630	565	505	445	1,370円	421		
7,300	7,400	900	790	720	650	580	520	460	1,370円	436		
7,400	7,500	925	810	740	670	600	540	480	1,370円	450		
7,500	7,600	945	830	760	690	620	555	495	1,370円	464		
7,600	7,700	970	850	780	710	640	575	515	1,370円	479		
7,700	7,800	990	870	800	730	660	590	530	1,370円	493		
7,800	7,900	1,015	895	820	750	680	610	545	1,370円	508		
7,900	8,000	1,035	915	840	770	700	630	565	1,370円	522		
8,000	8,100	1,060	940	860	790	720	650	580	1,370円	537		

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
	以上	未満	税額							
8,100	8,200	1,085	965	885	810	740	670	600	540	552
8,200	8,300	1,105	985	905	830	760	690	620	555	567
8,300	8,400	1,130	1,010	930	850	780	710	640	570	582
8,400	8,500	1,150	1,030	950	870	800	730	660	590	598
8,500	8,600	1,175	1,055	975	895	820	750	680	610	615
8,600	8,700	1,195	1,075	995	915	840	770	700	630	638
8,700	8,800	1,220	1,100	1,020	940	860	790	720	650	650
8,800	8,900	1,245	1,125	1,040	960	880	810	740	670	667
8,900	9,000	1,270	1,145	1,065	985	905	830	760	690	684
9,000	9,100	1,300	1,170	1,090	1,010	930	850	780	710	701
9,100	9,200	1,325	1,190	1,110	1,030	950	870	800	730	718
9,200	9,300	1,350	1,215	1,135	1,055	975	895	820	750	735
9,300	9,400	1,375	1,240	1,155	1,075	995	915	840	770	752
9,400	9,500	1,400	1,265	1,180	1,100	1,020	940	860	790	769
9,500	9,600	1,425	1,290	1,200	1,120	1,040	960	880	810	786
9,600	9,700	1,450	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	830	804
9,700	9,800	1,475	1,340	1,250	1,170	1,085	1,005	925	850	824
9,800	9,900	1,505	1,370	1,280	1,190	1,110	1,030	950	870	844
9,900	10,000	1,530	1,395	1,305	1,215	1,135	1,055	975	890	864
10,000円		1,540	1,405	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	884
10,000円をこえ 10,500円に満たない い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								884 円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額
10,500円		1,675	1,540	1,450	1,360	1,280	1,200	1,120	1,040	989
10,500円をこえ 12,000円に満たない い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								989 円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額
12,000円		2,125	1,990	1,900	1,810	1,730	1,650	1,570	1,490	
12,000円をこえ 13,000円に満たない い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
13,000円	円 2,465	円 2,330	円 2,240	円 2,150	円 2,070	円 1,990	円 1,910	円 1,830		円 1,589		
13,000円をこえ 15,500円に満たない い金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								1,589円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額	2,264円		
15,500円	円 3,415	円 3,280	円 3,190	円 3,100	円 3,020	円 2,940	円 2,860	円 2,780				
15,500円をこえ 18,500円に満たない い金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち15,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
18,500円	円 4,675	円 4,540	円 4,450	円 4,360	円 4,280	円 4,200	円 4,120	円 4,040	2,264円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額	12,770円		
18,500円をこえ 24,000円に満たない い金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
24,000円	円 7,205	円 7,070	円 6,980	円 6,890	円 6,810	円 6,730	円 6,650	円 6,570				
24,000円をこえ 29,500円に満たない い金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								12,770円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	12,770円		
29,500円	円 9,955	円 9,820	円 9,730	円 9,640	円 9,560	円 9,480	円 9,400	円 9,320				
29,500円をこえ 57,500円に満たない い金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

イ 甲 表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
57,500円	25,355	25,220	25,130	25,040	24,960	24,880	24,800	24,720				
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出される場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて、扶養親族等1人ごとに40円を、上の各種によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等(法第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
1,350	円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,350	1,400	5	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	10	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	15	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	20	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	25	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	30	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	30	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	35	5	0	0	0	0	0
1,800	1,850	40	5	0	0	0	0	0
1,850	1,900	45	10	0	0	0	0	0
1,900	1,950	50	15	0	0	0	0	0
1,950	2,000	50	20	0	0	0	0	0
2,000	2,050	55	25	0	0	0	0	0
2,050	2,100	60	25	0	0	0	0	0
2,100	2,150	65	30	0	0	0	0	0
2,150	2,200	70	35	0	0	0	0	0
2,200	2,250	70	40	5	0	0	0	0
2,250	2,300	75	45	10	0	0	0	0
2,300	2,350	80	45	15	0	0	0	0
2,350	2,400	85	50	15	0	0	0	0
2,400	2,450	90	55	20	0	0	0	0
2,450	2,500	95	60	25	0	0	0	0
2,500	2,550	100	65	30	0	0	0	0
2,550	2,600	105	65	35	0	0	0	0
2,600	2,650	110	70	35	5	0	0	0
2,650	2,700	115	75	40	10	0	0	0
2,700	2,750	115	80	45	10	0	0	0
2,750	2,800	120	85	50	15	0	0	0
2,800	2,850	125	85	55	20	0	0	0
2,850	2,900	130	90	55	25	0	0	0
2,900	2,950	135	95	60	30	0	0	0
2,950	3,000	140	100	65	35	0	0	0
3,000	3,050	145	105	70	40	5	0	0
3,050	3,100	150	110	75	40	0	0	0
3,100	3,150	155	115	80	45	10	0	0
3,150	3,200	160	120	80	50	15	0	0
3,200	3,250	165	125	85	55	20	0	0
3,250	3,300	175	135	95	60	25	0	0
3,300	3,400	180	140	100	65	30	0	0
3,400	3,500	195	150	110	75	40	5	0
3,500	3,600	205	165	120	85	50	15	0
3,600	3,700	220	175	135	95	60	25	0
3,700	3,800	230	185	145	105	65	35	0
3,800	3,900	245	195	155	115	75	45	10

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

一一〇一

ロ乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,900	4,000	255	210	165	125	85	50	20
4,000	4,100	270	225	175	135	95	60	30
4,100	4,200	280	235	190	145	105	70	35
4,200	4,300	295	250	200	160	120	80	45
4,300	4,400	310	260	215	170	130	90	55
4,400	4,500	325	275	225	180	140	100	65
4,500	4,600	335	285	240	190	150	110	75
4,600	4,700	350	300	250	205	160	120	80
4,700	4,800	365	310	265	215	170	130	90
4,800	4,900	380	325	275	230	185	145	105
4,900	5,000	395	340	290	240	195	155	115
5,000	5,100	410	355	300	255	210	165	125
5,100	5,200	425	370	315	270	220	175	135
5,200	5,300	440	385	330	280	235	185	145
5,300	5,400	455	400	345	295	245	200	155
5,400	5,500	470	415	360	305	260	210	165
5,500	5,600	485	430	375	320	270	225	180
5,600	5,700	505	445	390	335	285	235	190
5,700	5,800	520	460	405	350	295	250	205
5,800	5,900	535	475	415	365	310	260	215
5,900	6,000	550	490	430	380	325	275	230
6,000	6,100	570	510	450	395	340	290	240
6,100	6,200	585	525	465	410	355	305	255
6,200	6,300	605	545	485	425	370	320	270
6,300	6,400	625	560	500	440	385	335	280
6,400	6,500	645	580	520	455	400	350	295
6,500	6,600	665	595	535	475	415	365	310
6,600	6,700	685	615	550	490	430	380	325
6,700	6,800	705	635	570	510	450	395	340
6,800	6,900	725	655	585	525	465	410	355
6,900	7,000	745	675	605	545	485	425	370
7,000	7,100	765	695	625	560	500	440	385
7,100	7,200	785	715	645	575	515	455	400
7,200	7,300	805	735	665	595	535	475	415
7,300	7,400	825	755	685	615	550	490	430
7,400	7,500	845	775	705	635	570	510	450
7,500	7,600	865	795	725	655	585	525	465
7,600	7,700	890	815	745	675	605	540	480
7,700	7,800	910	835	765	695	625	560	500
7,800	7,900	935	855	785	715	645	575	515
7,900	8,000	955	875	805	735	665	595	535
8,000	8,100	980	900	825	755	685	615	560
8,100	8,200	1,005	925	845	775	705	635	570
8,200	8,300	1,025	945	865	795	725	655	585
8,300	8,400	1,050	970	890	815	745	675	605

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

口 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
8,400 円	8,500 円	1,070 円	990 円	910 円	835 円	765 円	695 円
8,500	8,600	1,095	1,015	935	855	785	715
8,600	8,700	1,115	1,035	955	875	805	735
8,700	8,800	1,140	1,060	980	900	825	755
8,800	8,900	1,160	1,080	1,000	920	845	775
8,900	9,000	1,185	1,105	1,025	945	865	795
9,000	9,100	1,210	1,130	1,050	970	885	815
9,100	9,200	1,235	1,150	1,070	990	910	835
9,200	9,300	1,260	1,175	1,095	1,015	935	855
9,300	9,400	1,285	1,195	1,115	1,035	955	875
9,400	9,500	1,310	1,220	1,140	1,060	980	900
9,500	9,600	1,335	1,245	1,160	1,080	1,000	920
9,600	9,700	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945
9,700	9,800	1,385	1,295	1,205	1,125	1,045	965
9,800	9,900	1,415	1,320	1,230	1,150	1,070	990
9,900	10,000	1,440	1,350	1,260	1,175	1,095	1,010
10,000 円		1,450	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025
10,000 円をこえ 10,500 円に満た ない金額	10,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,000 円 をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額						
10,500 円	1,585	1,495	1,405	1,320	1,240	1,160	1,080
10,500 円をこえ 12,000 円に満た ない金額	10,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,500 円 をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額						
12,000 円	2,035	1,945	1,855	1,770	1,690	1,610	1,530
12,000 円をこえ 13,000 円に満た ない金額	12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円 をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額						
13,000 円	2,375	2,285	2,195	2,110	2,030	1,950	1,870
13,000 円をこえ 15,500 円に満た ない金額	13,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円 をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額						
15,500 円	3,325	3,235	3,145	3,060	2,980	2,900	2,820
15,500 円をこえ 18,500 円に満た ない金額	15,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 15,500 円 をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
18,500 円	4,585	4,495	4,405	4,320	4,240	4,160	4,080
18,500 円をこえ 24,000 円に満た ない金額	18,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,500 円 をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

ロ乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
24,000円	7,115	7,025	6,935	6,850	6,770	6,690	6,610
24,000円をこえ 29,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
29,500円	9,865	9,775	9,685	9,600	9,520	9,440	9,360
29,500円をこえ 57,500円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	25,265	25,175	25,085	25,000	24,920	24,840	24,760
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額							

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。
- (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めて、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(1)により求めた金額が、その求める税額である。

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

等 の 数												乙	
4人			5人			6人			7人以上			前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額													
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
65千円未満	73千円未満	82千円未満	91千円未満										
65	69	73	78	82	88	91	97						
69	74	78	84	88	94	97	104						
74	80	84	91	94	101	104	111						
80	96	91	105	101	115	111	124						
96	122	105	130	115	138	124	145						
122	143	130	150	138	158	145	166						
143	163	150	170	158	179	166	187						
163	182	170	191	179	200	187	209						
182	204	191	213	200	222	209	231						
204	230	213	239	222	247	231	254						
230	255	239	263	247	270	254	277						
255	275	263	282	270	289	277	295						
275	295	282	302	289	309	295	317						
295	313	302	320	309	328	317	336						
313	330	320	338	328	346	336	354						
330	363	338	371	346	380	354	389						
363	401	371	409	380	418	389	426						
401	453	409	461	418	469	426	477						
453	512	461	521	469	530	477	539						
512	600	521	609	530	618	539	626						
600	712	609	720	618	729	626	737						
712	935	720	945	729	955	737	965						
935	1,768	945	1,778	955	1,788	965	1,798						
1,768	3,435	1,778	3,445	1,788	3,455	1,798	3,465						
3,435千円以上	3,445千円以上	3,455千円以上	3,465千円以上	3,465千円以上	3,465千円以上	3,465千円以上	3,465千円以上						

条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額を
保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。
である。

する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書
き)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族
それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。)については、特に該当する場合を除き、

である。
合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中
表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ若
るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額か
は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和45年4月の賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃与の 金額に 乗ずる 率	%	扶養親族控除料									
		扶養親族			社会保険料			控除料			
		0	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	
		以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	千円 21千円未満	千円 35千円未満	千円 45千円未満	千円 55千円未満							
2	21	22	35	38	45	49	55	59			
4	22	24	38	41	49	53	59	64			
6	24	42	41	56	53	65	64	70			
8	42	68	56	75	65	81	70	88			
10	68	84	75	94	81	104	88	114			
12	84	106	94	120	104	129	114	136			
14	106	129	120	140	129	147	136	155			
16	129	145	140	157	147	165	155	173			
18	145	166	157	178	165	187	173	195			
20	166	192	178	205	187	213	195	222			
22	192	215	205	229	213	239	222	248			
24	215	242	229	254	239	261	248	268			
26	242	261	254	272	261	280	268	287			
28	261	281	272	292	280	299	287	306			
30	281	296	292	308	299	315	306	323			
32	296	326	308	337	315	345	323	354			
35	326	363	337	376	345	384	354	392			
38	363	417	376	429	384	437	392	445			
41	417	470	429	484	437	493	445	502			
44	470	564	484	576	493	584	502	591			
47	564	675	576	687	584	695	591	704			
50	675	890	687	905	695	915	704	925			
55	890	1,723	905	1,738	915	1,748	925	1,758			
60	1,723	3,390	1,738	3,405	1,748	3,415	1,758	3,425			
65	3,390千円以上	3,405千円以上	3,415千円以上	3,425千円以上							

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」「寡婦」「勤労学生」「扶養親族」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、扶養親族及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する
- (備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、例に該当する場合を除き、
- まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求める。
 - 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除料」欄と(2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
 - (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたと等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、(三)給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合)の金額から前月中の社会保険料控除料を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
 - (四) 前月中の給与等の金額がない場合は、前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この金額は第二号又は第二項(賃与に係る徴収税額)の規定(同条第三項の規定を含む。)により税額を計算する。
 - (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められており控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第四 昭和45年4月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	90,000円	92,000円	4,500円	234,000円	238,000円	11,700円	
2,000円	4,000	100	92,000	94,000	4,600	238,000	242,000	11,900
4,000円	6,000	200	94,000	96,000	4,700	242,000	246,000	12,100
6,000円	8,000	300	96,000	98,000	4,800	246,000	250,000	12,300
8,000円	10,000	400	98,000	100,000	4,900	250,000	254,000	12,500
10,000円	12,000	500	100,000	102,000	5,000	254,000	258,000	12,700
12,000円	14,000	600	102,000	104,000	5,100	258,000	262,000	12,900
14,000円	16,000	700	104,000	106,000	5,200	262,000	266,000	13,100
16,000円	18,000	800	106,000	108,000	5,300	266,000	270,000	13,300
18,000円	20,000	900	108,000	110,000	5,400	270,000	274,000	13,500
20,000円	22,000	1,000	110,000	112,000	5,500	274,000	278,000	13,700
22,000円	24,000	1,100	112,000	114,000	5,600	278,000	282,000	13,900
24,000円	26,000	1,200	114,000	116,000	5,700	282,000	286,000	14,100
26,000円	28,000	1,300	116,000	118,000	5,800	286,000	290,000	14,300
28,000円	30,000	1,400	118,000	120,000	5,900	290,000	294,000	14,500
30,000円	32,000	1,500	120,000	122,000	6,000	294,000	298,000	14,700
32,000円	34,000	1,600	122,000	124,000	6,100	298,000	302,000	14,900
34,000円	36,000	1,700	124,000	126,000	6,200	302,000	306,000	15,100
36,000円	38,000	1,800	126,000	130,000	6,300	306,000	310,000	15,300
38,000円	40,000	1,900	130,000	134,000	6,500	310,000	314,000	15,500
40,000円	42,000	2,000	134,000	138,000	6,700	314,000	318,000	15,700
42,000円	44,000	2,100	138,000	142,000	6,900	318,000	322,000	15,900
44,000円	46,000	2,200	142,000	146,000	7,100	322,000	326,000	16,100
46,000円	48,000	2,300	146,000	150,000	7,300	326,000	330,000	16,300
48,000円	50,000	2,400	150,000	154,000	7,500	330,000	334,000	16,500
50,000円	52,000	2,500	154,000	158,000	7,700	334,000	338,000	16,700
52,000円	54,000	2,600	158,000	162,000	7,900	338,000	342,000	16,900
54,000円	56,000	2,700	162,000	166,000	8,100	342,000	346,000	17,100
56,000円	58,000	2,800	166,000	170,000	8,300	346,000	350,000	17,300
58,000円	60,000	2,900	170,000	174,000	8,500	350,000	354,000	17,500
60,000円	62,000	3,000	174,000	178,000	8,700	354,000	358,000	17,700
62,000円	64,000	3,100	178,000	182,000	8,900	358,000	362,000	17,900
64,000円	66,000	3,200	182,000	186,000	9,100	362,000	366,000	18,100
66,000円	68,000	3,300	186,000	190,000	9,300	366,000	370,000	18,300
68,000円	70,000	3,400	190,000	194,000	9,500	370,000	374,000	18,500
70,000円	72,000	3,500	194,000	198,000	9,700	374,000	378,000	18,700
72,000円	74,000	3,600	198,000	202,000	9,900	378,000	382,000	18,900
74,000円	76,000	3,700	202,000	206,000	10,100	382,000	386,000	19,100
76,000円	78,000	3,800	206,000	210,000	10,300	386,000	390,000	19,300
78,000円	80,000	3,900	210,000	214,000	10,500	390,000	396,000	19,500
80,000円	82,000	4,000	214,000	218,000	10,700	396,000	402,000	19,800
82,000円	84,000	4,100	218,000	222,000	10,900	402,000	408,000	20,100
84,000円	86,000	4,200	222,000	226,000	11,100	408,000	414,000	20,400
86,000円	88,000	4,300	226,000	230,000	11,300	414,000	420,000	20,700
88,000円	90,000	4,400	230,000	234,000	11,500	420,000	426,000	21,000

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号 国税通則法の一部を改正する法律案外一件

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
426,000	432,000	21,300	696,000	702,000	36,000	1,028,000	1,036,000	56,700
432,000	438,000	21,600	702,000	708,000	36,300	1,036,000	1,044,000	57,200
438,000	444,000	21,900	708,000	714,000	36,700	1,044,000	1,052,000	57,700
444,000	450,000	22,200	714,000	720,000	37,100	1,052,000	1,060,000	58,200
450,000	456,000	22,500	720,000	726,000	37,500	1,060,000	1,068,000	58,700
456,000	462,000	22,800	726,000	732,000	37,800	1,068,000	1,076,000	59,200
462,000	468,000	23,100	732,000	738,000	38,200	1,076,000	1,084,000	59,700
468,000	474,000	23,400	738,000	744,000	38,600	1,084,000	1,092,000	60,200
474,000	480,000	23,700	744,000	750,000	39,000	1,092,000	1,100,000	60,700
480,000	486,000	24,000	750,000	756,000	39,300	1,100,000	1,108,000	61,200
486,000	492,000	24,300	756,000	762,000	39,700	1,108,000	1,116,000	61,700
492,000	498,000	24,600	762,000	768,000	40,100	1,116,000	1,124,000	62,200
498,000	504,000	24,900	768,000	774,000	40,500	1,124,000	1,132,000	62,700
504,000	510,000	25,200	774,000	780,000	40,800	1,132,000	1,140,000	63,200
510,000	516,000	25,500	780,000	788,000	41,200	1,140,000	1,148,000	63,700
516,000	522,000	25,800	788,000	796,000	41,700	1,148,000	1,156,000	64,200
522,000	528,000	26,100	796,000	804,000	42,200	1,156,000	1,164,000	64,700
528,000	534,000	26,400	804,000	812,000	42,700	1,164,000	1,172,000	65,200
534,000	540,000	26,700	812,000	820,000	43,200	1,172,000	1,180,000	65,700
540,000	546,000	27,000	820,000	828,000	43,700	1,180,000	1,188,000	66,200
546,000	552,000	27,300	828,000	836,000	44,200	1,188,000	1,196,000	66,700
552,000	558,000	27,600	836,000	844,000	44,700	1,196,000	1,204,000	67,200
558,000	564,000	27,900	844,000	852,000	45,200	1,204,000	1,212,000	67,800
564,000	570,000	28,200	852,000	860,000	45,700	1,212,000	1,220,000	68,400
570,000	576,000	28,500	860,000	868,000	46,200	1,220,000	1,228,000	69,000
576,000	582,000	28,800	868,000	876,000	46,700	1,228,000	1,236,000	69,600
582,000	588,000	29,100	876,000	884,000	47,200	1,236,000	1,244,000	70,200
588,000	594,000	29,400	884,000	892,000	47,700	1,244,000	1,252,000	70,800
594,000	600,000	29,700	892,000	900,000	48,200	1,252,000	1,260,000	71,400
600,000	606,000	30,000	900,000	908,000	48,700	1,260,000	1,268,000	72,000
606,000	612,000	30,300	908,000	916,000	49,200	1,268,000	1,276,000	72,600
612,000	618,000	30,700	916,000	924,000	49,700	1,276,000	1,284,000	73,200
618,000	624,000	31,100	924,000	932,000	50,200	1,284,000	1,292,000	73,800
624,000	630,000	31,500	932,000	940,000	50,700	1,292,000	1,300,000	74,400
630,000	636,000	31,800	940,000	948,000	51,200	1,300,000	1,310,000	75,000
636,000	642,000	32,200	948,000	956,000	51,700	1,310,000	1,320,000	75,700
642,000	648,000	32,600	956,000	964,000	52,200	1,320,000	1,330,000	76,500
648,000	654,000	33,000	964,000	972,000	52,700	1,330,000	1,340,000	77,200
654,000	660,000	33,300	972,000	980,000	53,200	1,340,000	1,350,000	78,000
660,000	666,000	33,700	980,000	988,000	53,700	1,350,000	1,360,000	78,700
666,000	672,000	34,100	988,000	996,000	54,200	1,360,000	1,370,000	79,500
672,000	678,000	34,500	996,000	1,004,000	54,700	1,370,000	1,380,000	80,200
678,000	684,000	34,800	1,004,000	1,012,000	55,200	1,380,000	1,390,000	81,000
684,000	690,000	35,200	1,012,000	1,020,000	55,700	1,390,000	1,400,000	81,700
690,000	696,000	35,600	1,020,000	1,028,000	56,200	1,400,000	1,410,000	82,500

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

一一〇八

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,410,000	1,420,000	83,200	1,860,000	1,870,000	117,400	2,310,000	2,320,000	156,100
1,420,000	1,430,000	84,000	1,870,000	1,880,000	118,200	2,320,000	2,330,000	157,000
1,430,000	1,440,000	84,700	1,880,000	1,890,000	119,100	2,330,000	2,340,000	157,800
1,440,000	1,450,000	85,500	1,890,000	1,900,000	119,900	2,340,000	2,350,000	158,700
1,450,000	1,460,000	86,200	1,900,000	1,910,000	120,700	2,350,000	2,360,000	159,600
1,460,000	1,470,000	87,000	1,910,000	1,920,000	121,500	2,360,000	2,370,000	160,500
1,470,000	1,480,000	87,700	1,920,000	1,930,000	122,400	2,370,000	2,380,000	161,300
1,480,000	1,490,000	88,500	1,930,000	1,940,000	123,200	2,380,000	2,390,000	162,200
1,490,000	1,500,000	89,200	1,940,000	1,950,000	124,000	2,390,000	2,400,000	163,100
1,500,000	1,510,000	90,000	1,950,000	1,960,000	124,800	2,400,000	2,410,000	164,000
1,510,000	1,520,000	90,700	1,960,000	1,970,000	125,700	2,410,000	2,420,000	164,900
1,520,000	1,530,000	91,500	1,970,000	1,980,000	126,500	2,420,000	2,430,000	165,900
1,530,000	1,540,000	92,200	1,980,000	1,990,000	127,300	2,430,000	2,440,000	166,800
1,540,000	1,550,000	93,000	1,990,000	2,000,000	128,100	2,440,000	2,450,000	167,800
1,550,000	1,560,000	93,700	2,000,000	2,010,000	129,000	2,450,000	2,460,000	168,700
1,560,000	1,570,000	94,500	2,010,000	2,020,000	129,800	2,460,000	2,470,000	169,700
1,570,000	1,580,000	95,200	2,020,000	2,030,000	130,700	2,470,000	2,480,000	170,600
1,580,000	1,590,000	96,000	2,030,000	2,040,000	131,600	2,480,000	2,490,000	171,600
1,590,000	1,600,000	96,700	2,040,000	2,050,000	132,500	2,490,000	2,500,000	172,500
1,600,000	1,610,000	97,500	2,050,000	2,060,000	133,300	2,500,000	2,510,000	173,500
1,610,000	1,620,000	98,200	2,060,000	2,070,000	134,200	2,510,000	2,520,000	174,400
1,620,000	1,630,000	99,000	2,070,000	2,080,000	135,100	2,520,000	2,530,000	175,400
1,630,000	1,640,000	99,700	2,080,000	2,090,000	136,000	2,530,000	2,540,000	176,300
1,640,000	1,650,000	100,500	2,090,000	2,100,000	136,800	2,540,000	2,550,000	177,300
1,650,000	1,660,000	101,200	2,100,000	2,110,000	137,700	2,550,000	2,560,000	178,200
1,660,000	1,670,000	102,000	2,110,000	2,120,000	138,600	2,560,000	2,570,000	179,200
1,670,000	1,680,000	102,700	2,120,000	2,130,000	139,500	2,570,000	2,580,000	180,100
1,680,000	1,690,000	103,500	2,130,000	2,140,000	140,300	2,580,000	2,590,000	181,100
1,690,000	1,700,000	104,200	2,140,000	2,150,000	141,200	2,590,000	2,600,000	182,000
1,700,000	1,710,000	105,000	2,150,000	2,160,000	142,100	2,600,000	2,610,000	183,000
1,710,000	1,720,000	105,700	2,160,000	2,170,000	143,000	2,610,000	2,620,000	183,900
1,720,000	1,730,000	106,500	2,170,000	2,180,000	143,800	2,620,000	2,630,000	184,900
1,730,000	1,740,000	107,200	2,180,000	2,190,000	144,700	2,630,000	2,640,000	185,800
1,740,000	1,750,000	108,000	2,190,000	2,200,000	145,600	2,640,000	2,650,000	186,800
1,750,000	1,760,000	108,700	2,200,000	2,210,000	146,500	2,650,000	2,660,000	187,700
1,760,000	1,770,000	109,500	2,210,000	2,220,000	147,300	2,660,000	2,670,000	188,700
1,770,000	1,780,000	110,200	2,220,000	2,230,000	148,200	2,670,000	2,680,000	189,600
1,780,000	1,790,000	111,000	2,230,000	2,240,000	149,100	2,680,000	2,690,000	190,600
1,790,000	1,800,000	111,700	2,240,000	2,250,000	150,000	2,690,000	2,700,000	191,500
1,800,000	1,810,000	112,500	2,250,000	2,260,000	150,800	2,700,000	2,710,000	192,500
1,810,000	1,820,000	113,300	2,260,000	2,270,000	151,700	2,710,000	2,720,000	193,400
1,820,000	1,830,000	114,100	2,270,000	2,280,000	152,600	2,720,000	2,730,000	194,400
1,830,000	1,840,000	114,900	2,280,000	2,290,000	153,500	2,730,000	2,740,000	195,300
1,840,000	1,850,000	115,800	2,290,000	2,300,000	154,300	2,740,000	2,750,000	196,200
1,850,000	1,860,000	116,600	2,300,000	2,310,000	155,200	2,750,000	2,760,000	197,200

昭和四十五年三月二十七日

参議院会議録第七号

国税通則法の一部を改正する法律案外一件

一〇九

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 2,760,000	円 2,770,000	円 198,200	円 3,210,000	円 3,220,000	円 244,300	円 3,660,000	円 3,670,000	円 294,200
2,770,000	2,780,000	199,100	3,220,000	3,230,000	245,400	3,670,000	3,680,000	295,300
2,780,000	2,790,000	200,100	3,230,000	3,240,000	246,500	3,680,000	3,690,000	296,400
2,790,000	2,800,000	201,000	3,240,000	3,250,000	247,600	3,690,000	3,700,000	297,500
2,800,000	2,810,000	202,000	3,250,000	3,260,000	248,700	3,700,000	3,710,000	298,700
2,810,000	2,820,000	202,900	3,260,000	3,270,000	249,800	3,710,000	3,720,000	299,800
2,820,000	2,830,000	203,900	3,270,000	3,280,000	250,900	3,720,000	3,730,000	300,900
2,830,000	2,840,000	204,800	3,280,000	3,290,000	252,000	3,730,000	3,740,000	302,000
2,840,000	2,850,000	205,800	3,290,000	3,300,000	253,100	3,740,000	3,750,000	303,100
2,850,000	2,860,000	206,700	3,300,000	3,310,000	254,300	3,750,000	3,760,000	304,200
2,860,000	2,870,000	207,700	3,310,000	3,320,000	255,400	3,760,000	3,770,000	305,300
2,870,000	2,880,000	208,600	3,320,000	3,330,000	256,500	3,770,000	3,780,000	306,400
2,880,000	2,890,000	209,600	3,330,000	3,340,000	257,600	3,780,000	3,790,000	307,500
2,890,000	2,900,000	210,500	3,340,000	3,350,000	258,700	3,790,000	3,800,000	308,600
2,900,000	2,910,000	211,500	3,350,000	3,360,000	259,800	3,800,000	3,810,000	309,800
2,910,000	2,920,000	212,400	3,360,000	3,370,000	260,900	3,810,000	3,820,000	310,900
2,920,000	2,930,000	213,400	3,370,000	3,380,000	262,000	3,820,000	3,830,000	312,000
2,930,000	2,940,000	214,300	3,380,000	3,390,000	263,100	3,830,000	3,840,000	313,100
2,940,000	2,950,000	215,300	3,390,000	3,400,000	264,200	3,840,000	3,850,000	314,200
2,950,000	2,960,000	216,200	3,400,000	3,410,000	265,400	3,850,000	3,860,000	315,300
2,960,000	2,970,000	217,200	3,410,000	3,420,000	266,500	3,860,000	3,870,000	316,400
2,970,000	2,980,000	218,100	3,420,000	3,430,000	267,600	3,870,000	3,880,000	317,500
2,980,000	2,990,000	219,100	3,430,000	3,440,000	268,700	3,880,000	3,890,000	318,600
2,990,000	3,000,000	220,000	3,440,000	3,450,000	269,800	3,890,000	3,900,000	319,700
3,000,000	3,010,000	221,000	3,450,000	3,460,000	270,900	3,900,000	3,910,000	320,900
3,010,000	3,020,000	222,100	3,460,000	3,470,000	272,000	3,910,000	3,920,000	322,000
3,020,000	3,030,000	223,200	3,470,000	3,480,000	273,100	3,920,000	3,930,000	323,100
3,030,000	3,040,000	224,300	3,480,000	3,490,000	274,200	3,930,000	3,940,000	324,200
3,040,000	3,050,000	225,400	3,490,000	3,500,000	275,300	3,940,000	3,950,000	325,300
3,050,000	3,060,000	226,500	3,500,000	3,510,000	276,500	3,950,000	3,960,000	326,400
3,060,000	3,070,000	227,600	3,510,000	3,520,000	277,600	3,960,000	3,970,000	327,500
3,070,000	3,080,000	228,700	3,520,000	3,530,000	278,700	3,970,000	3,980,000	328,600
3,080,000	3,090,000	229,800	3,530,000	3,540,000	279,800	3,980,000	3,990,000	329,700
3,090,000	3,100,000	230,900	3,540,000	3,550,000	280,900	3,990,000	4,000,000	330,800
3,100,000	3,110,000	232,100	3,550,000	3,560,000	282,000			
3,110,000	3,120,000	233,200	3,560,000	3,570,000	283,100	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から178,000円を控除した金額
3,120,000	3,130,000	234,300	3,570,000	3,580,000	284,200			
3,130,000	3,140,000	235,400	3,580,000	3,590,000	285,300			
3,140,000	3,150,000	236,500	3,590,000	3,600,000	286,400			
3,150,000	3,160,000	237,600	3,600,000	3,610,000	287,600			
3,160,000	3,170,000	238,700	3,610,000	3,620,000	288,700	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.35%を乗じて算出した金額から258,000円を控除した金額
3,170,000	3,180,000	239,800	3,620,000	3,630,000	289,800			
3,180,000	3,190,000	240,900	3,630,000	3,640,000	290,900			
3,190,000	3,200,000	242,000	3,640,000	3,650,000	292,000			
3,200,000	3,210,000	243,200	3,650,000	3,660,000	293,100			

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 7,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から367,000円を控除した金額	円 14,000,000	円 16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28.5%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	円 80,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,692,000円を控除した金額
7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から482,000円を控除した金額	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に33.1%を乗じて算出した金額から5,232,000円を控除した金額
8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から632,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,512,000円を控除した金額
10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額	130,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額
12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,002,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30.6%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,382,000円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から法別表第八の附表により法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

〔栗原祐幸君登壇、拍手〕

○栗原祐幸君　ただいま議題となりました二法律案について申し上げます。

納税者の権利救済制度の改善をはかることを眼目とするものであります。

そのおもなる改正内容は、第一に、現在の協議機関として、国税不服審判所を国税庁に新設し、これに審査請求についての審理、裁決を行なわせることとしております。

第二に、国税不服審判所長は、一定の手続を経て、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈による裁決もできることとし、それに伴う国税審査会を設置する等、審理手続の合理化をはかつております。

その他委員会における質疑の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

社会党、公明党、日本共産党を代表し、それぞれ戸田委員、鈴木委員、渡辺委員より反対の意見が述べられました。

採決の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本案に対し、沢田委員より、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

次に、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案は、本年四月中に支払われる給与及び退職手当等に対し、四十五年度の税制改正による負担の軽減を及ぼすため、所得税の源泉徴収について所得税法の特例を設け、また租税特別措置法、物品税法及び関税暫定措置法のうち、本年三月三十日以降の到来する諸措置を本年四月三十日まで延長することとなります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

まず、国税通則法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大和与一君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、自転車道の整備等に関する法律案。

日程第六、不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律案。

日程第七、河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大和与一君。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「自転車道」とは、次に掲げる道路の部分並びに第六条第一項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路をいう。

1 もつばら自転車の通行の用に供することを目的とする道路の部分

2 自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路の部分

3 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に関する事業をいう。

4 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の整備等に関する法律

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

自転車道の整備等に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

〔目的〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よ

(自転車道整備事業の実施)

第四条 道路管理者は、道路法第三十条の規定に基づく政令で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。

(自転車道の計画的整備)

第五条 建設大臣は、道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路整備五箇年計画に關しては、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮しなければならない。

(自転車専用道路等の設置)

第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつてもつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路(以下「自転車専用道路」という。)又は市町村道であつて自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路(以下「自転車歩行者専用道路」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 市町村である道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)第六条に規定する河川区域内の土地又は国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野(以下この項において「国有林野」という。)である土地を利用して自転車専用道路又は自転

車歩行者専用道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

3 国は、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十五年三月十九日
参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 舟田 中

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十五年三月十九日
参議院議長 重宗 雄三殿

不動産鑑定士特例試験

第五条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士特例試験を受けることができる。
一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、不動産鑑定士制度の充実をと相まって、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

第二条 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まって、自転車の通行の安全を確保することにかんがみ、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第一百五十二号。以下「法」という。)に規定する不動産鑑定士試験の特例として行なう不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する所要の事項を定めるものとする。

(特例試験の実施)

第二条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、毎年一回、行なうものとする。

(不動産鑑定士となる資格の特例)
第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、法第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

(不動産鑑定士補となる資格の特例)

第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

不動産鑑定士補となる資格を有する。

第五条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士特例試験を受けることができる。
一 行政機関又は政令で定めるその他の機関に於いて不動産の鑑定評価に関する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
第六条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に関する理論及び実務について行なう。

(不動産鑑定士補特例試験)

第七条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士補特例試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学を卒業した後、不動

産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して七年以上の実務の経験を有する者
三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは实业学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して九年以上の実務の経験を有する者
四 不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者
五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定

めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第六条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

第八条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

(合格者の決定)

第九条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者を定めるには、当該試験の成績によるほか、政令で定めるところによ

り、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参考することがで

きる。
(受験手数料)
第十一条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

(特例試験の執行)

第十二条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、土地鑑定委員会が行なう。

(準用規定)

第十三条 第二条第一項、第十一项第二項、第

三項、第十四条、第二十条第五号、第四十七条及び第五十五条の規定は、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験について準用する。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲

(罰則)

第十三条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の二の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

第十八条の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三の次に次の一号を加える。

裁

河川法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月二十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

河川法施行法の一部を改正する法律案

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)の一部を改正する法律案

河川法施行法(昭和四十五年三月三十一日)の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

第五条中「昭和四十五年三月三十一日」の下に「から起算して五年を下らない範囲内において政令で定める日」を、「改良工事」の下に「のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事」を加え、「昭和四十四年度」を「同日の属する年度」に改める。

工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十一年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

〔大和与一君登壇、拍手〕

○大和与一君 ただいま議題となりました三法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一の、自転車道の整備等に関する法律案は、

自転車交通の安全確保と自転車利用による健全な心身の育成をはかるため、自転車道の整備等に関する、國及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、事業の実施について所要の規定を整備するものであります。

第二の、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案は、不動産鑑定士制度の充実をはかるため、昭和四十五年及び昭和四

十六年に限り不動産鑑定士特例試験等を実施するもので、同試験の受験資格等について所要の規定を整備するものであります。

両案は、いずれも衆議院建設委員長の提出にかかるもので、第六十五回国会に審査未了となり、あらためて今国会に提出されたものであります。

両案の委員会における質疑の内容は会議録に譲ることといたします。

質疑を終了したが、別に発言もなく、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、河川法施行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に

もつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行す

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

附 則

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第八、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

本法律案の主旨は、第一に、地方裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため判事補を二十名増員し、また、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため簡易裁判所判事を五名増員することであります。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月二十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のよう改定する。

第一条の表中「五二七人」を「五四七人」に、

「七六一人」を「七六七人」に改める。

第二条中「二万五千四十五人」を「二万五千百五十人」に改める。

以上御報告いたしました。(拍手)

質疑を終り、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたしました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

法の一項を改正する法律案

日程第十、總理府設置法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

總理府設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長 船田 中

昭和四十五年三月二十七日 參議院会議録第七号

參議院議長 重宗 雄三殿

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)

の一部を次のよう改定する。

第十五条第一項の表輸出会議の項を次のように改める。

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を改正する法律案

第七条中「八千四百万円」を「九千五百万円」に改める。

第八条中「七百二十万円」を「八百三十万円」に改める。

第八条中「八百三十万円」を「八百三十万円」に改める。

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を改正する法律案

物価の上昇及び国家公務員の給与の引き上げ等の事情にかんがみ、内廷費の定額八千四百万円を九千五百万円に、皇族賄算出の基礎となる定額七百二十万円を八百三十万円にそれぞれ改定することあります。

委員会におきましては、今回の改定額算出の基礎、皇室經濟会議の構成等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

貿易会議

貿易(海運、航空及び觀光に
関する貿易外の受取及び支払
を伴う役務の取引を含む。以
下この項において同じ。)に係
る施策、輸出の目標その他貿
易に関する重要事項のうち、
関係行政機関相互の連絡調整
を必要とするものについて調
査審議すること。

第十五条第一項の表家庭生活問題審議会の項を削る。

附則第四項を次のよう改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附屬機関のうち、同和対策協議会は、昭和四十九年三月三十日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 ただいま議題となりました法律案二件につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の内容は、最近における經濟情勢、なかんずく

決定いたしました。

府の基本的な考え方、同和対策関係予算、輸出会議改組の理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

總理府設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長 船田 中

昭和四十五年三月十七日 參議院会議録第七号

以上をもつて御報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春藏君。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

輸出中小企業製品統一商標法案

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

輸出中小企業製品統一商標法案

輸出中小企業製品統一商標法

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 統一商標規程の認定（第三条・第十二条）

条

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

第三章 検査等（第十三条・第十六条）

第四章 雜則（第十七条・第二十一条）

第五章 請求（第二十二条・第二十六条）

○議長（重宗雄三君） 日程第十一、輸出中小企業製品統一商標法案（内閣提出）を議題といたします。

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、輸出向けに出荷される中小企業製品のうち品質がすぐれたものについて、海外市場における価値の向上のため、統一商標の使用の保護に関する措置を講することにより、その適切な使用を促進してこれらの製品の販売を目的とする。

第二章 統一商標規程の認定

第三章 団体であつて、その構成員が輸出向けに出荷する特定貨物の出荷額の当該特定貨物の中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条第一号又は第三号に該当する者をいう。）である貨物のうち、海外市場における価値の向上を図るには、品質の向上と商標の適切な使用とが特に必要である貨物として政令で定めるものをいう。

第二章 統一商標規程の認定

第三条 団体であつて、その構成員が輸出向けに出荷する特定貨物の出荷額に対する比率が政令で定める率をこえているものは、統一商標に関する法律を規定する。

第四条 統一商標規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 統一商標

二 統一商標を附する特定貨物の品質の基準

三 特定貨物の品質が前号に規定する基準に適合するかどうかについての検査（以下単に「検査」という。）を行なう機関の名称並びにその

られる事業とするものをいう。

五 この法律において「統一商標」とは、団体及びその構成員の統一的な使用に供される商標であつて、輸出向けに出荷される特定貨物について

あつて、輸出向けに出荷される特定貨物について使用されるものをいう。

四 統一商標の使用及び管理の方法

3 統一商標規程には、団体の定款その他主務省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格条項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の認定(以下単に「認定」という。)を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

二 第十一条第四号から第七号までの規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう社員のうちに第一号に該当する者がある者

(認定の基準)

第五条 主務大臣は、認定の申請があつた場合において、その申請に係る統一商標規程が次の各号に該当するものであると認めるときは、認定をするものとする。

一 統一商標が通商産業省令で定める基準に適

合するものであること。

二 特定貨物の品質の基準が主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 検査を行なう機関並びにその検査の能力及び方法が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 統一商標の使用及び管理の方法が特定貨物の輸出の振興を図るため適切なものであること。

(認定に関する公示)

第六条 主務大臣は、認定をしたときは、その認定に係る統一商標規程の要旨を官報で公示しなければならない。

(認定の有効期間)

第七条 認定の有効期間は、その認定をした日から五年とする。

2 前項の有効期間は、申請により更新することができる。

(認定の失効)

第十一条 認定團体が認定商標に関する業務を廃止したときは、認定は、その効力を失う。

3 第一項の有効期間の更新に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(変更認定)

第八条 認定を受けた團体(以下「認定團体」と

いう。)は、第三条第二項各号に掲げる事項について統一商標規程を変更しようとするときは、

主務大臣の変更認定を受けなければならない。定める基準に適合しないものとなつたとき。

2 第三条第三項の規定は前項の変更認定の申請について、第五条及び第六条の規定は同項の変更認定について準用する。

(廃止の届出)

第九条 認定團体は、認定に係る統一商標規程(前条第一項の変更認定があつたときは、その変更後のものとし、以下「認定規程」という。)に定める統一商標(以下「認定商標」という。)に定める統一商標(以下「認定商標」という。)に關する業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

五 認定團体が第四条第二号に該当するに至つたときは、認定は、その効力を失う。

六 認定團体がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

七 認定團体が不正の手段により認定又は第八条第一項の変更認定を受けたとき。

(失効の公示)

第十二条 主務大臣は、認定がその効力を失つたことを確認したとき、又は前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第一章の規定が第三条第一項の政令で定める率に対する比率が第三条第一項の政令で定める率

以下となつたとき。

二 認定商標が第五条第一号の通商産業省令で定める基準に適合しないものとなつたとき。

三 認定規程に定める検査を行なう機関(以下「検査機関」という。)並びにその検査の能力及び方法が第五条第三号の主務省令で定める基

第三章 検査等

(検査及び表示)

第十三条 認定団体又は認定団体から認定商標の使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、認定商標を附した特定貨物について検査機関が行なう検査を受け、これに合格したときは、当該検査機関に対し、当該特定貨物又はその包装に主務省令で定める方式による表示を附することを求めることができる。

2 検査機関は、認定商標が附された特定貨物について当該認定規程に定める検査の方法により検査を行ない、その品質が当該認定規程に定める基準に適合していると認めて前項の表示を附する場合を除き、特定貨物又はその包装に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

3 検査機関以外の者は、特定貨物又はその包装に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第十五条 前条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）

第三十二条第一項の規定に基づき、特定貨物について認定商標と同一の商標又はこれに類似する商標を使用する権利を有する者が当該商標を附した当該特定貨物を輸出する場合、

二 一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他

3 主務省令で定める場合

（輸出停止命令）

第十六条 通商産業大臣は、第十四条の規定に違反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

第十四条 認定商標又はこれに類似する商標が附された特定貨物は、当該特定貨物に係る第六条の規定による公示の日から起算して二月を経過した日以後当該認定が効力を失うまでの間は、

（輸出入引取審議会への諮問）

前条第一項の表示が同条第二項に規定するところにより附されたものでなければ、輸出してはならない。

ろにより附されたものでなければ、輸出してはならない。

第十七条 主務大臣は、第二条第一項又は第三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、輸出入引取審議会に諮問しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収）

第十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その輸出向けに出荷する特定貨物に関する報告をさせることができる。

（表示の除去等）

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定団体又は検査機関に対し、その業務の状況に関する報告をさせることができる。

（立入検査）

第十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、使用者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、その特定貨物を検査させることができる。

一 当該特定貨物又はその包装に第十三条第二項又は第三項の規定に違反して表示が附されているときは、

二 前号に掲げる場合のほか、第十二条第一項の表示が附されている場合において、当該特定貨物の品質が当該認定規程に定める基準に適合していないとき。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定団体又は検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（主務大臣及び主務省令）

第二十一条 この法律において主務大臣は、通商

臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第二十二条 第十六条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反して表示を附した検査機関の役員又は職員

二 第十三条第三項の規定に違反して表示を附した者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたと

きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第二十六条 第九条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、その行為をした団体の役員は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

主務大臣の認定を受けること、第三に、統一商標

をつけた製品は、規程に定めた検査に合格しなければ輸出できないことであります。

議員	原田 立君	副議長	重宗 雄三君
萩原幽香子君	塩出 啓典君	峯山 昭範君	山田 勇君
中沢伊登子君	市川 房枝君	藤原 房雄君	
三木 忠雄君	内田 善利君		
沢田 実君	矢追 秀彦君		
阿部 憲一君	浅井 亨君		
中尾 辰義君	松下 正寿君		
楠 正俊君	奥村 健造君		
上林繁次郎君	黒柳 明君		
宮崎 正義君	田渕 哲也君		
後藤 義隆君	二宮 文造君		
多田 省吾君	山田 徹一君		
向井 長年君	高山 恒雄君		
梶原 茂嘉君	横山 フク君		
鈴木 一弘君	白木義一郎君		
寺尾 豊君	中村 正雄君		
植竹 春彦君	小山邦太郎君		

産する中小企業団体は、統一商標規程を作成して

出席者は左のとおり。

午前十時二十七分散会

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○賛成者起立

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

山崎 五郎君	山崎 竜男君	山本茂一郎君	中津井 真君	森 勝治君	鈴木 力君	大矢 正君	足鹿 覚君
山本敬三郎君	若林 正武君	佐田 一郎君	中村喜四郎君	中村 波男君	米田 正文君	成瀬 幡治君	田中 一君
渡辺一太郎君	矢野 登君	玉置 和郎君	沢田 一精君	佐野 芳雄君	大森 創造君	木村稲八郎君	加藤シヅエ君
安田 隆明君	長屋 茂君	増田 盛君	源田 実君	西田 信一君	小林 武治君	羽生 三七君	
中山 太郎君	永野 鎮雄君	二木 謙吾君	柳田 桃太郎君	佐藤 俊雄君	佐野 一郎君	森 勝治君	
八田 一朗君	西村 尚治君	木村 陸男君	柳田 桃太郎君	長谷川 仁君	中村喜四郎君	中村 波男君	
佐藤 隆君	平泉 渉君	鹿島 俊雄君	柳田 桃太郎君	佐藤 俊雄君	佐野 芳雄君	大森 創造君	
田村 賢作君	河口 陽一君	丸茂 重貞君	青田 源太郎君	西田 信一君	小林 武治君	木村稲八郎君	加藤シヅエ君
船田 譲君	柴田 栄君	金丸 富夫君	井川 伊平君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	中村喜四郎君	田中 一君
青柳 秀夫君	堀本 宜美君	村上 春藏君	櫻井 志郎君	山内 一郎君	西田 信一君	中村喜四郎君	佐野 芳雄君
前田佳都男君	小枝 一雄君	吉江 勝保君	田中 茂穂君	任田 新治君	佐野 一郎君	大森 創造君	大森 創造君
森 八三一君	平島 敏夫君	江藤 智君	近藤英一郎君	岩動 道行君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
木内 四郎君	徳永 正利君	白井 勇君	任田 新治君	田口長治郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
上原 正吉君	新谷寅三郎君	吉江 勝保君	近藤英一郎君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
初村瀧一郎君	古池 信三君	白井 勇君	近藤英一郎君	田口長治郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
菅野 儀作君	内田 芳郎君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
高田 浩運君	栗原 祐幸君	和田 善彰君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
鈴木 省吾君	川上 為治君	亀井 善彰君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
園田 清充君	小野 明君	和田 善彰君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
	龜田 得治君	和田 善彰君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
	小林 武君	和田 善彰君	吉江 勝保君	吉江 勝保君	佐野 一郎君	佐野 一郎君	佐野 一郎君
		〔参照〕	〔参照〕	〔参照〕	〔参照〕	〔参照〕	〔参照〕
		三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。	三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。	三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。	三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。	三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。	三月二十日議長において、議席を左のとおり定めた。
		一〇三 初村瀧一郎君	一〇四 内田芳郎君	一〇五 黒木利克君	一〇六 菅野儀作君		

一〇七
一五四
一五五

土屋
藤田
義彦君
宮崎
正明君
正雄君

昭和四十五年三月二十七日 参議院会議録第七号

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

一部四十円
(配達料共)
発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂一丁目一番地 郵便番号二〇七
電話 東京 五八二四四二一(大代)

11111